

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果②（案）についての意見・情報の結果について

1. 実施期間 平成25年4月9日～平成25年5月8日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 91通
4. 整理状況

A：国内のBSE検査対象月齢を引き上げることに 反対 等	No. 1～No.39	P. 3～P.18
B：変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD） の発生が心配 等	No.40～No.41	P.19～P.20
C：非定型BSE等に関する情報収集と丁寧なリス クコミュニケーションの実施 等	No.42～No.48	P.21～P.27
D：牛肉の輸入に反対 等	No.49～No.58	P.28～P.29
E：消費者の選択に資するため、原料原産地表示 等が必要 等	No.59～No.60	P.30
F：複数の意見等をいただいたもの	No.61～No.67	P.31～P.41
G：その他	No.68～No.75	P.42～P.50

※いただいた意見については、全て原文のまま記載しています。

1 「評価書（案）とりまとめの基本的な考え方」

- 食品安全行政については、食品安全基本法に基づき、リスク評価を行う食品安全委員会と、リスク管理を行う厚生労働省、農林水産省等の関係行政機関が連携して担っています。同法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価を施策ごとに行われなければならないこととされており、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、施策が行われなければならないとされています。
- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っています。

- 平成 23 年 12 月に厚生労働省から諮問を受け、食品安全委員会プリオン専門調査会は、平成 24 年 10 月の評価に引き続き、残りの諮問事項について調査審議を行ってきました。今回の評価においては、日本をモデルケースとして評価手法の検討を行ってきたこと等を踏まえ、第 78 回プリオン専門調査会においてとりまとめられた「評価手法」に従い、必要なデータが揃った国内措置の検査対象月齢について、先行して議論を行ったところです。なお、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入対象月齢については、今後、引き続き検討していくこととしています。
- 今回の評価では、評価対象国（日本）において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを定性的に評価するため、出生コホートの考え方を基本として、①出生年月ベースでの最終発生からの経過年数、②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数、③BSE 対策（飼料規制等）の実施状況を考慮して評価を行いました。
- その結果、日本において、各段階における BSE 発生防止対策は適切に行われているものと判断され、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本において、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いと考えられました。
- さらには、出生年月でみた場合、2002 年 1 月に生まれた 1 頭の牛を最後に、それ以降 11 年にわたり、BSE の発生は確認されていません。EU における BSE 発生の実績を踏まえると、BSE 感染牛は満 11 歳になるまでにほとんどが検出されると推定されることから、出生年月でみた BSE の最終発生から 11 年以上発生が確認されなければ、そのコホートについて、今後、BSE が発生する可能性はほとんどないものと考えられました。
- しかしながら、出生後の経過年数が 11 年未満の出生コホートについては、経年とともに各出生コホートが受ける感染リスクは減少して行く一方、BSE 検査による検証率も低くなると考えられます。仮に、このコホートに感染があった場合には、発生の確認に十分な

期間が経過していないものと考えられるため、当面の間、検証を継続することとし、将来的に、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断しました。具体的には、BSE 検査陽性牛のこれまでの実績や感染実験により得られた知見を参考とし、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断しました。言い換えれば、牛肉等の安全性に変わりはないということです。

○国内措置の具体的な検査対象月齢については、①評価対象国における発生確認最低月齢が、一部の例外を除き 48 か月齢以上であること、②EU における BSE 発生の実績から、検査陽性牛のほとんど（約 98%）が 48 か月齢以上と推定されること、③BSE 感染牛脳組織の 1 g 経口投与実験での BSE プリオンの検出が投与後 44 か月目（48 か月齢相当）以上であること、④BSE プリオン摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見から、これを 48 か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断されました。

○なお、2002 年 1 月以前に出生した牛での定型 BSE 及び発生のほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛である非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することにより十分にカバーされるものと考えられます。

○「BSE に関する基礎資料」や「Q&A」などを参考として添付させていただいておりますので、こちらも御参照ください。また、食品安全委員会のホームページ（<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>）においても掲載しておりますので、御参照ください。

2.御意見に対する回答

A：国内の BSE 検査対象月齢を引き上げることに反対 等

1	BSE 検査を実施する牛の月齢を、現行 30 カ月齢超から「48 カ月齢超」に引き上げることにちて、民主党が被ばく数値の上限を上げたことと同じことと言えます。よって、「48 カ月齢超」に引き上げには反対です。
2	BSE 対策の規制緩和は反対です！BSE は危険な疾患です！！
3	30 ヶ月でも大目にみてあげてるのに、48 ヶ月とか、アメリカ様に媚びを売ってるとしか思えない事態です。由々しき問題です。 日本国民の命をなんだと思ってるんでしょうか？ また、医療費があがりますね。
4	30 カ月齢超を 48 カ月齢超に変えて本当に安全なのでしょうか？BSE はいろいろと問題が発生し、それは人の死亡を回避できない 100%の致死率です。これ以上あげられたらこの BSE にかかりやすくなり死亡者が増えます。48 カ月超にすることは反対です
5	改正し規制を緩めるのは非常に不安です。 特に外国産は大量生産で管理は大雑把なものが多く、個人的には改正せず、現状を維持し特に海外産向けの BSE 対策を徹底して頂きたいです。 改正・規制緩和は反対です。
6	BSE は、いまだによくわかっていない部分が多いと聞きます。万一でも人に感染した場合、治療薬はなく、しかも潜伏期間も非常に長いという話です。そう考えると将来的なリスクは非常に大きなものがあります。原発もそうですが、コントロールできる技術が無いものを、リスクが非常に小さいという理由での今回緩和に対しては、とうてい国民は納得しません。全頭検査は、安心をお金で買っているようなものです。TPP で外国産牛肉との差別化を図るためにも、検査対象の引き上げはやめてください。
7	BSE 検査を実施する牛の月齢を 30 箇月から 48 箇月にするそうですが、断固反対です。 アメリカでは BSE 牛がまた出ました。 日本は元々 20 箇月と厳しかったのですから、20 箇月に戻してください。検査基準までグローバルとか言っている場合ではありません。日本独自の厳しい検査基準のままでお願いします！！！！
8	BSE 基準の緩和には断固反対です。他国の要求にあまりにも屈しすぎです。国民の安全を一番に考えるべきです。
9	BSE 検査陽性牛が発生している現実を知ることの障害となるので見直しには反対です

10	BSE 対策の緩和は認められません。米国の要求を優先させすぎです。全頭検査は必要です。国民のいのちを守る行政であってほしいです。
11	食の安全を守れない国は、何とゆう国かと、おどろきます。あぶないとわかっているのに、安全を第一に考ようとしない、何ておかしい国なんでしょう。あのおそろしい、BSE の牛の病気をテレビで見た時、これが人間に、うつるかもしれないのをほおっておけません。ちゃんと検査するべきです。そうすれば防げます。何でも日本は、甘い考えを持ってきて、やってきている事が多すぎます。事が起こってからでは、間に合いません。ここをよく、考えて国民を守る事を国の長がせんとどうするのですか。それが全てで今まで数多くの事があったでしょう。子供の数もへり、栄える国とは、思えないのも長の人が、ちゃんと考えてないから、信らいされてないからですよ。
12	国民の健康やいのちを守る為、BSE 根絶まで国の責任で全月齢の検査実施をして下さい。どんどん規制緩和をして、20 ヶ月 30 ヶ月そして 48 ヶ月となり、米国の要求を優先させ日本国民の健康やいのちをあとまわしは許せません。
13	発生が少ないことを理由にした全頭検査廃止は許せません。 国民の意見を大切にした政策の実現を願っています。
14	迷い子になった羊をさがしにいく羊飼いの心は、一匹の迷い子羊をさがしにいくということは、一匹を大切に思うのは残りの 99 匹を大切に思うことに通じるということだと聞きました。 今回の BSE 点検しないのは、「今この BSE の牛が発見されていないからこれからはまず、おこらないから必要性（検査の）がない」とのことでしょう。 この意見に反対したいです。
15	自民党は先の衆院選前に T P P 参加において「6 項目遵守」を挙げており、その中で【食の安全安心の基準は守る】と明記されています。 それにも関わらず今回、BSE 検査を実施する牛の月齢を現行の 30 ヶ月齢超から「48 ヶ月齢超」に引き上げるという実質的な検査内容の緩和となる事に疑問を感じざる得ません。 調べてみますと牛の月齢に関しては、「20 ヶ月齢まで」から「30 ヶ月齢まで」へ緩和になったばかりと聞きました。 更には欧州ではアメリカ産牛肉の危険性を受けて輸入そのものが禁止になっているとの事。 何故、今、月齢制限の緩和なのでしょう。か？どう見ても食の安全安心に逆行していますので断固反対です。
16	BSE 検査を実施する牛の月齢を 30 箇月から 48 箇月にする事に断固反対します。 日本は元の 20 箇月での厳しい検査を続けるべきです。 グローバルはもう失敗しているのです。検査もアメリカに合わせてグローバルにする必要はありません。日本独自の厳しい検査を続けるべきです。

	BSE 検査の緩和断固反対！！！！！！！！
17	BSE の全頭検査は続行してほしいです。検査対象を 48 ヶ月になど、とんでもない!! 私達は安全な牛肉を食べたいです。 米国産牛肉の輸入条件も、これまで通り 20 ヶ月齢以下の方が良いです。
18	この 30 年、安全安心な食べ物は日本の大地からと運動をしている私にとって、BSE 検査を 30 ヶ月齢超を 48 ヶ月齢超にすることは許されません 絶対反対です 国民の健康と日本の食料（自給率を高めること）を全く考えていない政府だということがわかります。
19	1. 滋賀県内における牛肉については、トレーサビリティ制度などにより生産・と畜・流通・販売の各段階における徹底した管理により食肉の安全・安心を確保しています。 今回の規制緩和により、品質上疑念のある低価格の食肉が大量に国内に流通する事態が生じると、消費者の牛肉に対する信頼が損なわれ、県内畜産業が大きく衰退することが予想されるとともに、「近江牛」ブランドの構築に奮闘してきた畜産農家の努力が水泡に帰することが懸念される。 食品安全委員会においては、「BSE 検査対象月齢を 48 か月齢超に変更したとしても、人への健康被害は無視できる」と評価しているが、これまで国が推進を行ってきた食の安全・安心に対する取組みとは相反するものであり、根拠を明確にした中で慎重に対応するべきである。 2. また、科学技術の進歩した今日においても、未だ不明な点が多い BSE に対して規制を緩和する措置をとることは、消費者の不安をあおり国内の食肉産業に対する不信感を募らせる結果となり、現段階で拙速に見直しを行うべきではない。
20	「人への健康影響は無視できる」＝影響がないというわけではない、と認識する。 結論ありきの B S E 対策の見直しには、食の安全どころか、食の安全を軽視する役所への不信感しか感じない。対策見直しの強行には断固反対。この見直しを契機に各都道府県が全頭検査を一斉に廃止するのであれば、官製談合と言うしかない。 結論ありきの役所としてはそうした国民の声など無視して強行するのだろうが、強行された場合は国産牛肉はもう買えないものと認識する。B S E 非発生国の牛肉のみを選択するという選択肢もある。国産牛市場への影響は計り知れないものとなるだろう。それを承知の上でアメリカのために規制緩和するのか。
21	発生が少ないことを理由にリスクを無視することは認められません。 日本はずっと安全規準の全頭検査が実施されてきました。私は絶対に国産牛を食べるようにしてきました。食の安全をアメリカの要求を丸のみしてくずす日本政府、安倍内閣のやり方には断固抗議します。 自国の国民の健康、命を軽視するなんてとんでもありません！
22	大反対です。出荷する牛前頭を検査すべきです。そもそも BSE はじめプリオン病はまだ良く分かっていない事も多く、念入りに検査するのが当たり前です。今後どの

	ようなルートで BSE に感染するかもしれない、検査基準の緩和は国民の健康を保つ事が出来ません。今なぜ緩和するかと言えば TPP 交渉参加を前にしてアメリカに対して譲歩する政治的意図が国民の目には明らかです。このように国民の健康を犠牲にしてアメリカに媚びへつらう安倍首相は売国奴です。断固反対します！！
23	アメリカは牛肉の輸入規制緩和を事実上日本の TPP 交渉への参加条件としていることから、今回出された見解は、その流れに沿ったアメリカ向けの意思表示の一つとして受け止めざるを得ません。反対です。
24	48 ヶ月超に規制を緩和しては、実質的に意味がないというのを先の規制をかける前に論議されたはず。 先方が BSE 撲滅をしたわけでもないのに緩和するのは、国民の口に入るものの安全は、TPP 加入に比べればどうでもいいという見解に思える。 ぜひ、見直しなどせず、少なくとも現状維持を貫いてほしい。
25	プリオン専門委員会によるこのたびの審議結果（案）はとうてい受け入れられません。 発生が少ないので 48 ヶ月以下は必要ないということですが、その少ない事例に自分の家族がぶつかったら考えると、ぜひ全頭検査を国の保障で行ってください。国産牛なら安心と思っていました。この案が実施されると、アメリカでもオーストラリアでも安全性は変わらないことになってしまいます。それなら「安い方を」となるでしょう。 どう考えても TPP がらみで、アメリカの要求を優先させたものです。 政府は、国民の生命と健康を守ることをまず第一に考えてください。私たちは何のために税金を払っているのでしょうか！ 規制緩和はぜったいに反対です。
26	TPP 推進がらみで規制緩和を前提に出された審議結果であり、認められません！ 国民多数の声を無視した規制緩和をおこなわないで下さい！
27	阿部 TPP として、参加決定の時には、責任の所在をはっきりさせておいて下さい。
28	※TPP へ参加をすれば、日本の農業は壊滅状態になるでしょう。一時的に安い農産物が輸入されてから、私を含めて利用者は喜ぶでしょう。数年後に生じた日本農業の壊滅を待って粗雑で健康上不安一杯の外国農産物が日本中にあふれるでしょう。健康被害が発生するようになってから、日本農業を復活させようと思っても、その時には農業の担い手がいなくて見つからないことになるでしょう。平成 13 年の夢ようもう一度と願っても、荒れ果てた農地はもう復元できないですよ。目先の利益に迷わされないようにしよう。
29	（BSE）根絶まで国の責任で全月齢の BSE 検査を実施し、特定危険部位の食品利用禁止を継続することを求めます。 「日本および他の 4 カ国の BSE 検査陽性牛の実績は”一部の例外を除き”陽性は 48 月齢以上」で、「EU における BSE 陽性牛のほとんど（98%）が 48 カ月齢以上」、また、経口投与実験で 44 か月目以降にプリオンたんぱく質検出」「BSE

	プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間がながくなる」など、正確さを欠き、残りの2%や”一部の例外”のリスクを、無視できるとしているのは、人命や健康を軽んじているとしか言えません。 BSE牛は、日本では2009年まで、米国では2012年にも発生しています。世界では10年に45頭、11年に29頭、12年に7頭が感染しています。米国の検査体制は不十分で全頭の0.1%だといいます。また、BSE発生の原因となった牛の肉骨粉は、日本ではすべての家畜に使用禁止となっているが、米国では鶏の餌として使用が許されており、鶏の糞や畜糞は牛に与えることができます。 48カ月齢以上が検査対象とBSE対策が後退することで、国内での実質的全頭検査が廃止に追い込まれることは、食の安全を求める消費者として絶対に反対です。危険な米国産牛肉の輸入が48カ月齢以下と緩和されることにはなおさら反対です。 さらに、危険部位こそBSE発生の最も大きいリスクであるのだから、食用として許すべきではありません。 食の安全を望む私たち国民の声を聞きとどけてください。
30	BSE対策として、厳しくするのはいいですが、緩和は納得がいきません。30ヶ月齢そのご48ヶ月齢まで検査なし、なぜなのでしょう。また、脊髓など特定危険部位はどの分野でも（化粧品や、飼料・・・）使用しないようにしてください。日本ではBSE発症していませんがブラジル・アメリカでは発症例があります。もっと慎重にするべきです。
31	OBSE牛検査をアメリカでは0.1%しか検査されていないと聞いています。 「発症していないから安全」と言われても本当に大丈夫なのか不安です。 特に脊髓など危険な部位は使わないで欲しい OBSE牛対策については、30ヶ月零からマスコミ発表で48ヶ月零まで検査なしと実質規制が緩和されたのはなぜですか？ 何のための意見交換、説明会だったのでしょうか。 納得できる説明をして下さい。 ○冷凍食品や加工品などに使われてしまうとわかりにくくなります。 ○○国産牛使用と義務づけて下さい。

（回答）

○今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでのBSEに係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSEの発生状況やBSE制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。

- 今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、SRMの範囲や米国、カナダ、フランス及びオランダについての国境措置の輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。
- 米国におけるサーベイランスについては、昨年10月の評価において、100万頭に1頭未満の有病率の変化を検出できる水準として設定されたものであり、OIEの定めた「管理されたリスクの国」が必要とされる10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしていると評価しています。
- 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP協議に何ら影響を受けるものではありません。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内のBSE検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関に、表示に係わる具体的なリスク管理措置に関することについては、消費者庁等のリスク管理機関に、それぞれお伝えいたします。また、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考にもさせていただきます。
- なお、リスク管理措置の変更については、食品安全委員会の評価結果を受け、今後、厚生労働省が検討することとなっています。

32	プリオン評価書（案） [16 頁]95%が摘発される年齢を推定すると、10.6 歳であることから、11 年経過すれば、ほとんどの BSE の発生を確認できる [43 頁]満 11 歳になるまでにほとんど（約 97%）が検出されるという記述は ・ 11 年経過しても 5%は摘発されない ・ 満 11 歳になっても約 3%は検出されない と解釈できませんでしょうか？ プリオン評価書（案）Q&A [4 頁]検査陽性牛のほとんど（約 98%）が 48 か月齢以上と推定される [4 頁]BSE プリオン摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという記述は ・ 検査陽性牛の約 2%は 48 か月齢未満 ・ BSE プリオン摂取量が多いほど潜伏期間が短くなる と解釈できませんでしょうか？ 専門家でも何でもありませんが、軽く資料を見て素人なりに疑問を感じました。上記のパーセンテージが無視していいレベルなのか不安に思います。
----	--

33	BSE の発生メカニズムが解明されていない中での、検査対象を 48 ヶ月齢へ引き上げる、あまりにも国民の食の安全を求める要望や不安を無視した決定だと考える。昨年 10 月の評価 21 ヶ月齢の定型 BSE、23 ヶ月齢の非定型 BSE を特異な例としてリスク評価から除外したことも納得できない。SRM の範囲もあったとしても非常に小さいという非科学的表現納得できるものではない。「大丈夫だろう」のあいまいな検討ではなく、原因解明を前提にした検査をこれからも続けるべきです。何よりも日本国民の安全を一番に考える食品行政であるべきです。BSE は全頭検査の継続、20 ヶ月齢以上の検査にもとすべきです。
34	2月と4月のBSE管理措置大幅緩和に続く大幅な緩和は、TPP参加の地ならしであり、反対です。以下の意見を提出いたします。 (1) BSE管理措置の緩和はやめてください 非定型BSEの研究が進んでおらず、BSEに関する知見は不足しています。そうした状況で管理措置を緩和することは危険な行為です。緩和でなく、むしろ規制を元に戻してください。 (2) 不明なリスクの比較評価をやめてください 知見が不十分なBSEについて、定量的なリスク評価をすることは困難です。これまで仮定的な数値の計算だけで評価をしたり、不確実性の大きなリスク同士を比較評価するなどの、不合理な評価をされてきましたが、評価できないものは評価不能としてください。 (3) 非定型BSEを考慮してBSE対策の有効性を再評価してください 現行のBSE管理措置は基本的に定型BSEを前提にした措置ですから、非定型BSEの存在を前提にした見直しが必要です。速やかに非定型BSEの感染性の疫学研究、他種への感染性、体内動態など、非定型BSEの研究を実施し、そのうえで評価を実施してください。

(回答)

○評価書案中の「Ⅱ.5(1)飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)」において、「検出可能な BSE 感染牛のほとんどを検出するために必要な期間」の「ほとんど」を 95%以上としています。BSE 感染牛は、満 11 歳までに 96.9%が摘発されるため、仮に、あるコホートにおいて BSE プリオンの感染があれば、11 年間のうちにほとんどの牛(95%以上)の BSE 発生状況が確認できることとなります。そのコホートについて、11 年間に BSE プリオンの感染が検出されなければ、そのコホートからその後 BSE が発生する可能性はほとんどないと判断しました。参考として添付しております「Q&A」中の、問3への回答のイメージ図も御参照ください。

○「BSE 検査陽性牛のほとんど(約 98%)が 48 か月齢以上」という EU の実績は、完全飼料規制前に出生した牛の BSE 検査陽性牛の実績であり、その当時の EU における BSE プリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間

が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48 か月齢未満で BSE が発生する可能性はほとんどない（人への健康影響は無視できる）と判断しました。

○また、日本で確認された 21 か月齢（定型 BSE）及び 23 か月齢（非定型 BSE）の BSE 陽性牛については、延髄門部における異常プリオンたん白質の蓄積が定型 BSE 感染牛と比較して 1/1000 程度とされており、BSE に感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験を 2 世代にわたり実施しても感染性は認められなかったことから、人への感染性も無視できると判断しました。

○非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

○食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を実施しています。その中で、平成 25 年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価」を研究課題として実施します。食品安全委員会としては、今後とも非定型 BSE に関する情報収集及び調査・研究に取り組んでいきます。

○今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。また、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考にもさせていただきます。

35	昨年 10 月、野田元首相がオバマ大統領に TPP 参加表明したら待ってましたとばかり、BSE 検査を 30 ヶ月以上にするよう要求されました。そして、日本は抵抗することなく、30 ヶ月以上に緩和しました。日本にとって得することは何もない TPP の時前協議に入ったことは明らかです。BSE の危険性が急になくなったわけではありません。一番の危惧は非定型 BSE が出ていることに対する態度です。感染性が強く、人に感染しやすいものもあるようです。今後の調査研究をするということですが、今は原因も影響も分らないこれについては外しておくという態度はとても科学
----	---

	的とは言えません。出現しているという事実があり、原因が分らない時は、予防原則で、今迄以上に検査が必要とするのが常識でしょう。 国内の牛についてより以上に心配なのは輸入牛です。 アメリカ牛はデータではあたかも出てないように見えますが、そもそも検査が1%以下ですから、ひっかかってこないのだと考えるのが普通でしょう。アメリカ牛については、BSE 以外にも危惧することは沢山ありますが、ここでは書けないので書きません。 このようにアメリカの言う通りすぐ動くようでは先が思いやられます。BSE 専門委員会+食品安全委員会の存在価値を疑わざるを得ません。 非定型 BSE について原因が分らない時点で、このような無謀な緩和をするのは、国民のことを考えず、アメリカの牛産業の拡大のことしか考えてないと理解します。とりあえず以下のことを提案します。 ①23 ヶ月で非定型 BSE も出ていることもあり、輸入牛肉を 21 ヶ月齢以下に戻すべきです。検査も 21 ヶ月以上に戻すべきです。 ②危険部位除去の範囲を基に戻すべきです。 ③非定型 BSE の検査研究を急いである必要があり、そのためにも、全頭検査は必要である。 ④輸入牛の方が心配である。アメリカの牛産業の実体をもっと国民に知らせる必要があるし、担当の方々は詳しく知る必要がある。輸入肉の危険性が日本に入ってから分ってもトレーサビリティができてないので調べようがありません。
--	---

(回答)

- 今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。
- なお、今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。
- 予防原則は、EU の「予防原則に関する報告（2000 年 2 月）」によれば、「リスク分析の範囲の中でとらえられ、特に政策担当者がリスク管理において潜在的な悪影響が特定されているが、科学的な評価において十分な確証が得られていない状況において健康保護の観点から妥当な水準の保護措置を講じられるべき」という考え方です。今回の評価においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いと判断し、潜在的な悪影響はないと考えられます。以上のことから、今回の評価に予防原則を適用することは適切ではないと考えられます。

- また、食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。
- 日本で確認された 21 か月齢（定型 BSE）及び 23 か月齢（非定型 BSE）の BSE 陽性牛については、延髄門部における異常プリオンたん白質の蓄積が定型 BSE 感染牛と比較して 1/1000 程度とされており、BSE に感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験を 2 世代にわたり実施しても感染性は認められなかったことから、人への感染性も無視できると考えました。
- また、非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。
- 食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を実施しています。その中で、平成 25 年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価」を研究課題として実施します。食品安全委員会としては、今後とも非定型 BSE に関する情報収集及び調査・研究に取り組んでいきます。
- 今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。また、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考とさせていただきます。

36	食品安全委員会プリオン専門委員会によるこのたびの審議結果（案）は、食の安全を願う消費者にとって以下の点から到底受け入れられないものであり、審議結果（案）を正式決定せず、BSE 根絶まで国の責任で全月齢を通じ、BSE 検査の実施ならびに特定危険部位の食品利用禁止を継続し、国民の健康やいのちを守る行政をおこなうことを求めます。 1、TPP 推進がらみで規制緩和を前提に出された審議結果であり、認められません 米国が日本の TPP 参加の前提条件として日本に BSE 対策の緩和を求めてきたことは周知の事実です。政府は 4 月 1 日より国産牛の BSE 検査対象を 20 カ月齢超から 30 カ月齢超に縮小し、その検証さえ行わないまま、すでに予定していたかのようにさらに 48 カ月齢超へ縮小し、日本の全頭検査を実質的に廃止に追い込もうとしています。それは国民の健康といのちを守ることも、米国の要求を優先させるもので、到底認められません。 2、発生が少ないことを理由にリスクを無視することは認められません
----	---

	プリオン専門調査会は 48 カ月齢超へと緩和する根拠に、「日本および他の4カ国のBSE検査陽性牛の実績は一部の例外的な事例を除けば 48 カ月齢以上」「EUにおけるBSE陽性牛のほとんど（約 98%）が 48 カ月齢以上」などを挙げています。しかし、「例外的な事例」や、残る「2%」への対策をとることこそ、国民の健康といのちを守り、BSEを根絶するうえで重要です。また、非定型BSEについては「孤発性の疾病である可能性」「ほとんどが高齢の牛で稀に発生」としていますが、非定型BSEの検証や解明は十分ではなく、発生例が少ないことをもってリスクを無視すべきではありません。避けられるリスクを取り除くことこそ、科学の役割であり、「予防原則」を徹底するべきです。 3、国民多数の声を無視した規制緩和をおこなわないことを求めます 昨秋、食品安全委員会がBSE対策の見直しについてパブリックコメントを募集した結果は、圧倒的多数は規制緩和に「反対」でした。ところが国民の意見は無視され、あらかじめ決めたとおりにさらなる緩和の審議結果を出すことは、絶対に許されません。国民の声を真摯に受け止め、規制緩和をおこなわないことを求めます。（同一意見他 2 件）
37	2012 年、10 月 22 日付食品健康影響評価結果が公表され、その結果を受ける形で国内措置の検査対象月齢、SRMの範囲の見直し、国境措置として月齢制限の規制値の緩和、SRMの範囲の緩和についてパブリックコメントを行いました。その結果として、2013 年2月、4月に規制緩和が実施されたところです。この緩和策がどのような結果を招くかを十分に検証すべきなのにも関わらず、4月9日、BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について意見・情報の募集が開始されました。実効性が感じられず、手続きだけが粛々と進行しているように思えます。これまで、各自治体が食の安心・安全や6次産業化に向け積極的に地域産物に付加価値を付ける取り組みを行っていますが、その中で牛の検査月例についても独自の判断をしてきました。私たち食の安心・安全を考えた時、このような取り組みこそ尊重するべきはでないでしょうか。 2013 年4月に公表されたプリオン評価書（案）まとめでは、一部の例外的な事例を除けばBSE陽性例は 48 か月齢以上であるとしていますが、＊一部例外があったということは、決して全く無いということの意味していません。例外的なことが拡大する可能性があることと考えるべきです。また、EUにおけるBSEの発症実績からBSE検査陽性牛のほとんどが 48 か月齢以上と推定しているだけで推定の域を脱していません。実際、多くの牛の輸出国である米国での検査が限定された範囲で行われていることを考えると、48 か月齢未満の検査をする必要が無いと判断するのは、早計ではないでしょうか。さらに、非定型 BSE に関しては L 型、H 型が公表されていますが、両方に属さないものも発見されており、まだまだ不明瞭な点が多く今後の拡大も懸念されます。こうした現状での輸入緩和や検査態勢の緩和はすべきではありません。むしろ検査を継続することの必要性が増していると思われます。日本国内のと畜牛より、輸入牛の汚染が心配です。今後も規制緩和せず

	検査を実施していくことを強く求めます。 TPPへの参加によって食の安心・安全が崩壊することを懸念していましたが、今回の見直しもそれに合わせたものであることは明確です。 食の安心・安全を守るために、現行以上の緩和は行うべきではありません。むしろ、検査態勢が十分ではない輸入牛に関する緩和措置の見直しを行うことも必要です。 私たちの食の安心・安全を保証するため施策を要望します。
--	---

(回答)

- 今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでのBSEに係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSEの発生状況やBSE制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。
- 今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。
- 予防原則は、EUの「予防原則に関する報告(2000年2月)」によれば、「リスク分析の範囲の中でとらえられ、特に政策担当者がリスク管理において潜在的な悪影響が特定されているが、科学的な評価において十分な確証が得られていない状況において健康保護の観点から妥当な水準の保護措置を講じられるべき」という考え方です。今回の評価においては、牛由来の牛肉及び内臓(特定危険部位以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと判断し、潜在的な悪影響はないと考えられます。以上のことから、今回の評価に予防原則を適用することは適切ではないと考えられます。
- また、食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP協議に何ら影響を受けるものではありません。
- 「BSE検査陽性牛のほとんど(約98%)が48か月齢以上」というEUの実績は、完全飼料規制前に出生した牛のBSE検査陽性牛の実績であり、その当時のEUにおけるBSEプリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48か月齢未満でBSEが発生する可能性はほとんどない(人への健康影響は無視できる)と判断しました。

- 非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。
- また、今後、リスク管理機関がリスク管理措置を変更する際に実施するリスクコミュニケーションや食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等において、リスク管理機関とともにリスク管理措置の変更とあわせ、わかりやすく説明していく等、国民の皆様の不安の払しょくに貢献できるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めてまいります。
- なお、食品安全委員会においては、各種評価（案）について、科学的な内容に関する御意見・情報を募集していますので、御理解のほどお願いいたします。
- 今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

38	2012 年、10 月 22 日付食品健康影響評価結果が公表され、国内措置の検査対象月齢、SRM の範囲の見直し、国境措置として月齢制限の規制値の緩和、SRM の範囲の緩和についてパブリックコメントを行いました。その結果として、2013 年 2 月、4 月に規制緩和が実施されたところです。この緩和策がどのような結果を招くかの検証される猶予も無く、更なる規制緩和に向けて、4 月 9 日、BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について意見・情報の募集が開始されました。なぜ急ぐのでしょうか？今後のスケジュールを見ると 5 月 8 日パブリックコメントを終え、審議会報告等の手続きを経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正し、7 月 1 日から施行する予定としています。これらの強い意向を受け、今年 4 月以降も独自で全頭検査を実施するとしていた自治体が見直しに向けて一斉に動き出しています。自治体が行う食の安心・安全への取り組み、6 次産業化に向け積極的に地域産物に付加価値を付ける取り組みについて、検査月例を全国一律にするのではなく独自の判断を尊重するべきでないでしょうか。 2013 年 4 月に公表されたプリオン評価書（案）まとめでは、一部の例外的な事例を除けば BSE 陽性例は 48 か月齢以上であるとしています。一部例外があったということは、例外的なことが拡大する可能性があることと考えるべきです。また、EU における BSE の発症実績から BSE 検査陽性牛のほとんどが 48 か月齢以上と推定しているだけで推定の域を脱していません。実際、検査が限定された範囲で行われていることを考えると、48 か月齢未満の検査をする必要が無いと判断するのは、早計ではないでしょうか。牛による感染実験では、BSE 感染牛脳組織の 1g を経口投与すると 44 か月目以降に臨床症状が認められた。仮に日本の牛 BSE プリオンを摂取するようなことがあったとしても極めて微量と考えられ、潜伏期間はこれまで以上に長くなると想定される。としています。1g という微量投与の根拠が不
----	---

	明であり、あくまでも想定内との判断のため、想定外が起こる可能性を否定できません。さらに、非定型 BSE に関しては L 型、H 型が公表されていますが、両方に属さないものも発見されており、まだまだ不明瞭な点が多く今後の拡大も懸念されます。こうした現状での輸入緩和や検査態勢の緩和はすべきではありません。むしろ検査を継続することの必要性が増していると思われます。日本国内のと畜牛より、輸入牛の汚染が心配です。今後も規制緩和せず検査を実施していくことを強く求めます。 TPP への参加によって食の安心・安全が崩壊することを懸念していましたが、今回の見直しもそれに合わせたものであることは明確です。 食の安心・安全を守るために、現行以上の緩和は行うべきではありません。むしろ、検査態勢が十分ではない輸入牛に関する緩和措置の見直しを行うことも必要です。 私たちの食の安心・安全を保証するために必要な施策の立案・実現をお願いしたいと思います。
39	2013 年 4 月に公表されたプリオン評価書（案）まとめでは、一部の例外的な事例を除けば BSE 陽性例は 48 か月齢以上であるとしている。一部例外があったということは、例外的なことが拡大する可能性があることと考えるべきです。また、EU における BSE の発症実績から BSE 検査陽性牛のほとんどが 48 か月齢以上と推定しているだけで推定の域を脱していません。牛による感染実験では、BSE 感染牛脳組織の 1g を経口投与すると 44 か月目以降に臨床症状が認められた。仮に日本の牛 BSE プリオンを摂取するようなことがあったとしても極めて微量と考えられ、潜伏期間はこれまで以上に長くなると想定される。としています。1g という微量投与の根拠が不明であり、あくまでも想定内で想定外が起こる可能性を否定できません。 また、非定型 BSE に関しては不明瞭な点が多く食の安心・安全が確保されないことから検査の継続が必要、今後の拡大も懸念されます。 自治体が食の安心・安全に取り組むとともに、6 次産業化に向け積極的に地域産物に付加価値を付ける取り組みをしています。検査月例を全国一律にするのではなく独自の判断を尊重するべきはないか。

（回答）

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。

- また、今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。
- 評価書案中の「Ⅱ.5(1)飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間（経過年数）」において、「検出可能な BSE 感染牛のほとんどを検出するために必要な期間」の「ほとんど」を 95%以上としています。BSE 感染牛は、満 11 歳までに 96.9%が摘発されるため、仮に、あるコホートにおいて BSE プリオンの感染があれば、11 年間のうちにほとんどの牛（95%以上）の BSE 発生状況が確認できることとなります。あるコホートについて、11 年間に BSE プリオンの感染が検出されなければ、そのコホートから、その後 BSE が発生する可能性はほとんどないと判断しました。参考として添付しております「Q&A」中の、問3への回答のイメージ図も御参照ください。
- 「BSE 検査陽性牛のほとんど（約 98%）が 48 か月齢以上」という EU の実績は、完全飼料規制前に出生した牛の BSE 検査陽性牛の実績であり、その当時の EU における BSE プリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48 か月齢未満で BSE が発生する可能性はほとんどない（人への健康影響は無視できる）と判断しました。
- 御指摘の「1 g の根拠」については、平成 24 年 10 月の評価書において、「英国において多数の BSE 感染牛が確認されていた時期において、ウシが BSE プリオンを摂取してから BSE を発症するまでの期間は、野外の発生状況等から平均 5～5.5 年と推定されています。この平均潜伏期間とウシへの感染実験において認められた潜伏期間を勘案し、飼料が BSE プリオンに高度に汚染されていたと考えられる時期の英国においても、野外で BSE 感染牛が摂取したであろう平均的 BSE プリオン量は、経口感染実験における BSE 感染牛の脳幹 100 mg～1 g の場合の BSE プリオン量に相当すると推察されています。」と評価しています。
- 非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。
- また、食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を実施しています。その中で、平成 25 年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価」を研究課題として実施します。食品安全委員会としては、今後とも非定型 BSE に関する情報収集及び調査・研究に取り組んでいきます。
- 検査月齢を全国一律に設定するかどうかについては、リスク管理機関の判断によるものですが、食品安全委員会としては、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を

行った結果、今回、BSE 感染状況、輸入規制措置、飼料規制等及び食肉処理工程における措置並びに BSE 感染における牛と人の種間バリア等の科学的知見を踏まえると、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると評価しました。そのため、48 か月齢以下の牛に対する BSE 検査は、安全確保策としては意義はないと考えています。

B：変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が心配 等

40	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクは大きいのでそのリスク評価は慎重であるべきです。 また、現在の調査はトレーサビリティが不十分であり、その評価を信頼することができません。 したがって、牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し(対策緩和)には反対です。
41	アメリカでのアルツハイマー発症率は日本の10倍だそうです。BSE牛を食べることで発症するクロイツフェルト・ヤコブ病とアルツハイマーは一見見分けがつかないそうですね。BSE牛の危険性は百も承知のはずですが、規制の緩和はTPPへの下準備ではないのですか？グローバル企業からもたらされる利権というのは国民の命と財産を差し出してまで手にする価値があるのでしょうか。一日本国民として激しい怒りと憎しみを感じます。

（回答）

○今回の評価では、日本においては、各段階におけるBSE発生防止対策は適切に行われているものと判断され、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと判断しました。

○なお、vCJDは、2012年12月現在、世界中で227例が報告されていますが、その発生はピークを過ぎて大幅に減少しており、これはBSE対策の総合的な効果によるものと考えられます。最も多くのvCJDが発生していた英国においても、1989年以降、SRMの食品への使用を禁止するなどの措置を講じた結果、2000年をピークに患者数は減少しており、これまで1990年以降の出生者からはvCJD患者は確認されていません。

○また、人のBSEプリオンへの感受性については、人プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスやサルを用いた感染実験結果から、牛と人との間に「種間バリア」が存在することにより、牛に比べて低いと判断しています。

○今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでのBSEに係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSEの発生状況やBSE制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。

○疾病の頻度については様々な調査方法があり、同一の方法で行われたものでなければなりません。疾病頻度を示すデータは数多くありますが、それぞれが異なる方法の調査研究結果ですし、日本と米国とで同一の方法で比較を行った研究はありません。

○BSEが原因と言われるvCJDは症状や臨床所見から通常のアルツハイマー病とは異なる

ため、我が国では患者に対して「何か普通とは違う」と感じた医師は神経内科専門医を通じて、最終的には専門医などで構成される厚生労働省の研究班のサーベイランス委員会で検討されるシステムとなっています。米国においても同様に、CDC（米国疾病管理予防センター）が複数のサーベイランスメカニズムを利用して、米国内の vCJD の傾向及び最新の発生率を把握しています。具体的には、医師は vCJD 疑い例を地域の保健担当部局を通じて州の保健担当部局へ報告することが奨励されており、CDC は死因データ又は医療従事者が報告した 55 歳未満の vCJD 死亡例の臨床及び神経病理組織記録の調査を行っています。以上のことから、我が国及び米国においては、アルツハイマー病と vCJD の鑑別診断はきちんと行われております。

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

C：BSE に関する情報収集と丁寧なリスクコミュニケーションの実施 等

42	当事業連合では、科学的知見に基づいたリスク管理措置（飼料規制、SRM除去等）を総合的かつ確実に実施されることが、BSE対策の基本であると考えています。この点から以下の意見並び要望を提出します。 1. 今回のリスク評価の結論について 今回の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価の結論について、科学的な知見に基づく検討の結果として妥当であると受けとめています。国内ではBSE対策が有効に機能しているものと理解しています。BSE対策の効果を検証し、安全性が確保される範囲で規制を見直していくことは必要なことです。今回の「と畜場における検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」とした結論は、リスク評価に基づいたリスク管理措置の見直しとして理解できます。 2. 非定型BSEに関する情報収集等の必要性について 非定型BSEの発生原因の詳細は不明であり、消費者・組合員から心配の声が寄せられています。高齢牛で稀に発生すると考えられていることや感染頭数が少ないことなどから、リスク評価は難しいものと思いますが、非定型BSEについて調査・研究を進め、リスク評価や発症させないための対策などについて取り組むことを要望します。 3. 丁寧なリスクコミュニケーションの実施について BSEについて正確な情報が不十分であり、月齢制限の緩和が強調され、消費者・組合員から不安や懸念の声が引き続き寄せられています。あらためてBSE対策について、現状の評価や到達点、今後の課題等を含めてわかりやすく伝え、丁寧なリスクコミュニケーションに取り組むことを要望します。
43	今回、貴委員会が公表された「プリオン評価書 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価②(案)」(以下、評価書案と表記)に関して、以下の意見を提出いたします。 1. 今回のリスク評価の結論について 国内では2003年以降の出生牛からBSE陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等のBSE対策が有効に機能しているものと認識しています。 この点について、評価書案では「日本においては、各段階におけるBSE発生防止対策は適切に行われているものと判断される」、「日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考える」とまとめられており、同意します。 貴委員会が今回、「と畜場における検査対象月齢を48か月齢(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」とした結論は、現時点での科学的な知

	見に基づく検討の結果として理解できるものと考えます。 2..非定型 BSE に関する情報収集等の必要性について 今回の評価の前提として、「定型 BSE の制御を基本として評価を行う」との基本的な考え方が示されています。非定型 BSE に関しては国際的にも感染頭数が少ないことなどから、現状では定量的なリスク評価は難しいものと思いますが、残された課題としてこの問題に関する国民の関心は高いと考えます。 非定型 BSE は高齢牛で稀に発生すると考えられていることから、今回の検査月齢の変更によっても人の健康リスクは高まらないと考えますが、この問題により重点を置いた積極的な情報収集、調査・研究、リスク評価に取り組むよう要望します。 3.丁寧なリスクコミュニケーションの実施について 今回、貴委員会が実施したリスク評価については、全頭検査の廃止に関する内容だけが大きく報道されています。それに対し、国内で引き続き実施される措置も含めた BSE 対策の全体像や、それぞれの措置の意味が未だに国民に十分理解されていないように思われます。 改めて BSE 対策について、現状の評価や到達点、今後の課題等も含めて国民にわかりやすく伝えることを要望します。その際には各省庁が別々に説明を行うのではなく、関連省庁、自治体、研究者等の連携により、全ての対策が把握できるような包括的な説明が望ましいと考えます。
44	2001 年 9 月 10 日、千葉県白井市において BSE の疑いのある牛（乳用種経産牛）が発見され、21 日に日本で初の BSE であると確定診断がされました。そして牛の BSE 対策は、2001 年 10 月から出荷牛の全頭検査、飼料規制そして SRM（特定危険部位）除去を開始しました。患畜の発生と併せて翌年には雪印食品をはじめとした産地偽装が発覚し、牛肉が敬遠され、牛・牛肉を扱う生産者・産地を始め食品関連事業者に大きな打撃を与え廃業なども多く発生しました。農家や獣医師が自死するという痛ましい出来事も記憶に残っています。また 2004 年からはトレーサビリティ法が施行されました。 消費が急低下し社会問題化した状況に対して、行政の国民に対して行った説明は、BSE 対策として「全頭検査」「飼料規制」「SRM 除去」という 3 点セットを強調した事と、生産段階から最終流通までの個体識別番号管理及び取引データの記録による管理システムの開始でした。以来日本の BSE 対策は効を奏して沈静化しました。2002 年 2 月生まれ以降の牛には BSE 陽性牛は確認されていません。 2005 年 5 月に食品安全委員会はプリオン専門調査会の全頭検査解除を承認しましたが、日本の全自治体は BSE 全頭検査の継続を決め、今日に至るまで日本では BSE 対策 3 点セットのひとつとして全頭検査が行なわれてきました。 今回、BSE 対策の見直しとして検査対象牛の月例を大きく変え、全頭検査を止めるのであれば、国は国民に対してこの変更を受容できるように努める義務があると考えます。

	1. 日本のこれまでの BSE 対策について 日本国内においては 2002 年 2 月生まれ以降の牛には BSE 陽性牛は確認されておりません。このことから BSE 対策の国内措置は有効に機能しているものと認識します。 2. 非定型 BSE について 今回の評価は「定型 BSE の制御を基本として評価を行う」としています。非定型 BSE について現在の国際的な状況及び評価を行うにあたって留意したことを丁寧に説明してください。非定型 BSE は高齢牛で稀に発生すると考えられており、今回の月例変更によって人の健康リスクが高まることはないと考えますが、今後引き続き積極的に情報収集や調査研究等に取り組んでください。 3. 丁寧にリスクコミュニケーションを 今回の評価で BSE 対策が大きく変わりますが、報道では全頭検査の廃止だけが大きく報道され、BSE 対策の全体像は伝わってはおられません。全ての対策が理解できるように関係省庁・自治体で連携して国民にわかりやすく伝えてください。
45	食品安全委員会は、4月8日の「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」の中で、国内措置の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断しています。飼料規制などの管理措置が有効に機能し、BSE の発生は大幅に減少しています。今回の評価は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できるものと考えます。しかしながら、消費者の不安はまだ大きく、今回の国内の検査対象月齢の引き上げについての理解が進んでいない中で、十分な説明もないままに、規制緩和だけが進められてしまうことを懸念します。 このような中、神奈川県、静岡県、山梨県、3県の生協組合員180万人を代表して、BSE に係る消費者に不安を解消するため、政府の責任で科学的知見をわかりやすく示し、より丁寧な情報発信や説明を行うとともに、十分なリスクコミュニケーションを行うことを求めます。 記 （１）国内の検査対象月齢の引き上げについて、よりわかりやすく説明し、消費者の理解を高め不安を解消することを求めます。 日本国内の現在までの対策と管理措置が有効に機能している中では、検査対象月齢を48か月齢超に変更することは特段問題がないと考えます。しかし、今回検討されたリスク評価は、これまでの経過を十分に承知していない一般消費者にとって十分理解できるようにわかりやすい説明がなされているとは必ずしも言えません。実際の規制措置の変更実施にあたっては、消費者の理解と不安を解消するような取

	組の実施を求めます。 (2) 消費者の牛海綿状脳症 (BSE) への不安の声を十分聞き、対策や管理措置の進捗状況も広く公開する中で、「食への安心感」を高めることにつながるリスクコミュニケーションを丁寧に進めることを求めます。 消費者の不安が解消されるために、新たな管理措置の移行にあたっては、SRMの管理、と畜場での対応など、具体的にわかりやすい資料提供や複数会場での説明会開催など十分な時間をとることを求めます。そのことが、消費者の「食への安心感」を高めることにつながると考えます。 (3) BSEに関して、引続き調査をすすめ、新たな事実や科学的知見が出された場合は速やかに公表し、自ら食品健康影響評価をすることを求めます。 非定型BSEや変異型CJDについては、発症原因の究明などが十分に進んでいるとはいえ、今後も調査・研究を進めてください。また、新たな事実や科学的知見が出された場合は速やかに公表し、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価をすることを求めます。
46	本評価書ではBSEの検査対象年齢を48か月齢超に引き上げることを示しています。定型BSEのみを考えた場合、飼料規制の徹底やBSE検査、BSEに係わるデータの蓄積によりBSE対策の有効性は確認されています。 しかし、非定型BSEを鑑みた場合、検査対象の引き上げには不安点が残ります。本評価書においては、留意すべき事項として非定型BSEへの対応を示しています。この中では高齢牛にのみに留意が必要としています。非定型BSEはOIEにおいても研究が始まったばかりであり、確認された頭数が約70頭とデータも少なく、未解明の部分が多い状況にあります。 従って、非定型BSEの対応策として、高齢牛のBSE検査と飼料規制及びSRMの除去だけでは、不十分と考えられ、食の安全性に対する不安を払拭するまでには至っていません。 ついては、非定型BSEの未解明の部分に関するデータが蓄積され、安全性が確認されるまでは、若年齢牛を含め高齢牛を検査し、早期に異常のある牛を発見することを求めます。
47	今回の早急な検査月齢見直しの答申には、30か月齢での見直しの際と比較して新たな知見がなく、前回なぜ48か月齢での見直しに及ばなかったのか不自然に感じられた。言い方を変えると、前回の中途半端な答申には科学的理由がなく、中立と言いながら、未だに科学的判断以外の配慮を行っているように思えた。今回の答申に関しては、データも出揃っており妥当な判断と言えるが、それ以前、感染性に関する追実験の結果すらない時期に、本来の安全性評価から検査の無意味や国民のヒステリーなどに焦点がずれてしまい、大学教養課程程度の疫学を持ち出して一般論に置き換えてみたり、反論者を排除しひたすら検査廃止の議論に腐心するかのような姿勢を見せてきたこれまでの食安委のあり方には疑問が残る。BSE検査の顛末は、政治的な理由で全頭検査から翻った国の政策に対する国民の不信感が招いたも

	のであり、丁寧な説明の代わりに科学を楯に論破を試みた食安委の対応は、福島原発事故後の学識者不信にも通底する構図を生んだ。一連の貴重な事例を今後に生かし、国を代表する一流識者の集団として真に国民の負託に応えるために、関係者は今期に是非とも御一考いただきたい。
48	2011 年 12 月に厚生労働省から諮問されていた牛海綿状脳症（BSE）対策見直しに係る食品健康影響評価のうち 2 段階目の評価案が出されました。今回の評価案は 1 段階目の評価を踏まえ、日本の国内対策の有効性の確認に必要な検証期間を 11 年とし、BSE 対策が確実に行われているか点検表を用いて判定するなど、評価案がどのように導き出されたのか整理され理解しやすくなりました。 しかし、検査対象牛の月齢が大きく変わることへの国民の不安はまだ無くなっていません。現行の都道府県が行っている管理措置を大きく変えるためには国民全体がこの評価を理解できるようになる必要があると思われますので以下の点を要望します。 1. 評価が国民全体に理解されるよう要望します。 ○これまで国や地方自治体などによって行われてきたリスクコミュニケーションに参加し順を追って説明を受けていれば理解しやすいのですが、多くの国民は説明を聞く機会がありません。説明を受けなくても理解しやすい情報提供のあり方を工夫し広く情報提供して下さい。 ○「食品のリスクはゼロでは無い」ということを全ての人が理解している訳ではありません。消費者の不安を少しでも取り除くために今回出されている「いずれの場合も 11 年経過すれば、あるコホートにおいて、ほとんどの牛の発生状況を確認できるという 95%」や「EU における、感染牛のほとんどが 11 歳になるまでに検出されると推定されるという 96.9%」、という数字の持つ意味を丁寧に説明してください。 ○これまで BSE について特定危険部位を説明していた資料について、現在の SRM の状況に合わせ月齢によってプリオンの蓄積の量が違うことを表現してください。 ○依然として多くの人々が不安を持っている非定型 BSE について現在の国際的な状況や評価を行うにあたって留意したことを丁寧に説明してください。 2. リスクコミュニケーションへの支援を要望します。 ○今回の評価で都道府県が行っていた BSE 対策が大きく変わるので、生産者、食肉関連事業者、地方自治体と消費者が同じ認識を持つことができるよう、自治体へのリスコミの支援を行ってください。

（回答）

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、

規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内のBSE検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

○評価の順番については、厚生労働省からの諮問において、具体的な諮問内容（３）については、「（１）及び（２）を終えた後」とされていたため、まずは昨年１０月に（１）及び（２）の評価を先行してとりまとめました。昨年１０月の評価では、BSEの発生状況及び感染実験等の科学的知見を基本として、評価を求められた内容に沿って、国内の検査対象月齢を３０か月齢とした場合のリスク等について評価を行いました。

○一方、今回の評価では、これまでのBSEに係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSEの発生状況やBSE制御のための対策の実施状況を検証し、評価対象国（日本）において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを定性的に評価するため、出生コホートの考え方を基本として、①出生年月ベースでの最終発生からの経過年数、②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数、③BSE対策の実施状況を考慮して、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て評価を行いました。

○非定型BSEについては、飼料規制等によってほぼ制御された定型BSEとは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが８歳以上（６～１８歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型BSEの発生を把握することについては、４８か月齢（４歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

○食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価（リスク評価）の推進のため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を実施しています。その中で、平成２５年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型BSEの人に対する感染リスクの定量的評価」を研究課題として実施します。食品安全委員会としては、今後とも非定型BSEに関する情報収集及び調査・研究に取り組んでいきます。

○食品安全委員会の審議は、原則として公開で行っており、今回の評価においても審議はすべて公開で行いました。その際に配付された資料についても原則公開としており、審議の議事録とともにホームページに掲載しています。また、報道発表やホームページへの掲載のほか、報道関係者の参加も得て意見交換会を開催し、できる限り国民の皆様の理解を促進するよう努めています。いただいた御意見も参考に、より効果的な方法を見出すため引き続き考えてまいります。

○また、食品安全委員会として、意見交換会を東京都及び大阪府で開催し、厚生労働省等と共催でBSE対策説明会を東京都及び神戸市で開催するとともに、地方自治体が開催する説明会へも講師を派遣するなど、リスク管理機関と連携して今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）」（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）に関するQ&A、プリオン評価書②（案）の用語解説を食品安全委員

会ホームページに掲載しています。御指摘を踏まえて、引き続き、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

○評価書案中の「Ⅱ.5(1)飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)」において、「検出可能な BSE 感染牛のほとんどを検出するために必要な期間」の「ほとんど」を 95%以上としています。BSE 感染牛は、満 11 歳までに 96.9%が摘発されるため、仮にあるコホートにおいて BSE プリオンの感染があれば、11 年間のうちにほとんどの牛(95%以上)の BSE 発生状況が確認できることとなります。あるコホートについて、11 年間に BSE プリオンの感染が検出されなければ、そのコホートから、その後 BSE が発生する可能性はほとんどないと判断しました。参考として添付しております「Q&A」中の、問3への回答のイメージ図も御参照ください。

○御指摘のあった、「牛海綿状脳症(BSE)に関する基礎資料」のうち、SRMの範囲とプリオンの蓄積に関する資料については、部位によって月齢に応じたプリオンに蓄積が異なるとの知見等を考慮し、御指摘を踏まえ、SRMの範囲を月齢区分に応じて記載するよう修正いたしました。

D：牛肉の輸入に反対 等

49	BSE 発生国からの牛肉等の輸入には反対です。 そんな病気になる可能性があるアメリカ牛肉の緩和よりも国内の畜産業（特に東日本）に力を入れた方が良いのではないのでしょうか。 更に食べれば変異型クロイツフェルト・ヤコブ病という病に罹る恐れがあります。確率は低いとはいえ、これ以上アメリカ牛肉を緩和し日本国内の畜産業の需要を減らし、更に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に罹る日本人を増やしかねない、牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）に反対させていただきます。
50	安全第一で輸入について判断していただきたいです。
51	BSE 問題というかアメリカからの牛肉不要。 入れるなら当然全頭検査が妥当。
52	アメリカではBSE検査が極めて少なく、発症していなくても発生している牛は、かなり見逃がされているはず。30ヶ月零でも信用できないのに、48ヶ月零とは、到底納得できません。消費者としては、米産牛を買わないという対策はできますが、加工食品になったら、それも、ブイヨンなどはどうしても使うので、どうしたら避けられますか？身の危険を感じながら食べなければならない国民の身にもなって下さい。
53	輸出牛肉のBSE全頭検査廃止は食品によりテロと言っても過言の無い横暴であり、アメリカ政府に断固抗議すべきです。 また、産地表示義務は輸入商品への不利だとするISD条項を含むTPPには国益どころか日本国民の生命を危険に晒します。断固不参加とすべきです。
54	BSE 牛検査はアメリカでは0.1%しか検査されていない。2012年にも1件発症例があるとされているのに「安全だ」とは納得できません。 特に脊髄などの危険部位の使用可は納得できない。 国産牛まで規制緩和されては、安心して食べることができません。 冷凍食品などに使われる時は、アメリカ産牛肉と明記されてないと、知らずに食べてしまいます。どの食品にもアメリカ産牛肉使用と明記することを義務づけて下さい。

（回答）

○今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。

○米国におけるサーベイランスについては、昨年10月の評価において、100万頭に1頭未満の有病率の変化を検出できる水準として設定されたものであり、OIEの定めた「管理されたリスクの国」が必要とされる10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を

満たしていると評価しています。

- 1. 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関に、表示に係わる具体的なリスク管理措置に関することについては、消費者庁等のリスク管理機関に、それぞれお伝えいたします。

55	BSE問題以前に、アメリカ産牛肉は、成長ホルモン剤や抗生物質が使われているから反対です。 EU、ロシアも輸入していません。
56	成長ホルモン剤や抗生物質が使われ、EU では輸入禁止、ロシアでも輸入停止中。安全ではないからではないですか。我が国はなぜ48ヵ月齢まで緩和、安全は守られるのですか。 「反対」です。
57	動物を殺し肉食を選択する人が不健康になるのは自業自得 成長ホルモン剤や抗生物質の肉を輸入するとう選択は愚の骨頂
58	アメリカ産牛肉は、成長ホルモン剤や抗生物質が使われ過ぎです。 成長ホルモンは赤ちゃんや幼児に初潮が来たり第二次成長を促す他、癌の促進作用等があると言われ、抗生物質は耐性菌が出来て、いざというときに抗生物質が効かなくなる恐れがあるという話じゃないですか。 絶対、牛肉を48ヵ月齢まで引き上げて輸入することに反対です。

(回答)

- 今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。
- 今回、いただいた御意見・情報については、国境措置に関わる具体的なリスク管理措置に関することでしたので、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。
- なお、成長促進を目的として海外で使用される合成ホルモン剤や抗生物質等の動物用医薬品については、食品衛生法に基づき、畜産物への残留に関する安全確保のためのリスク管理措置がとられています。
- 具体的な監視体制としては、国内に流通する食品については、各都道府県等が食品事業者の施設の設置状況等を勘案して作成した食品衛生監視指導計画に基づき検査を実施し、輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画を策定し、計画に基づき監視指導を行っています。

E：消費者の選択に資するため、原料原産地表示等が必要 等

59	外食・食肉販売等、消費者の選択・安全安心のためのため、トレーサの対応・成長ホルモン剤使用の有無など履歴など表示をさせる必要がある。 表示により、消費者の選択に委ねる必要がある。
60	輸入牛・国産牛問わず、又、冷凍食品に使用している場合がありますので、牛を使用している食品には、必ず〇〇国牛肉使用と義務づけて下さい。 必ず、お願いします。

(回答)

○今回いただいた御意見・情報については、表示に関わる具体的なリスク管理措置に関する
ことでしたので、消費者庁等のリスク管理機関にお伝えいたします。

F：複数の意見等をいただいたもの

61	○本県は日本でも有数の畜産県であるが、穀物価格高騰や円安による生産費の増加ならびに牛枝肉価格の低迷などにより、肉用牛生産農家の経営はこれまでにない極めて厳しい状況にある。 ○消費者が今回の見直しにかかる内容や影響を理解・納得できるように、丁寧にリスクコミュニケーションを行うとともに、意見募集で提出される質問・意見に対しては、真摯に回答すべきである。 ○国内のBSE検査免除月齢は、平成25年3月まで「20か月以下」であり、パブリックコメントにおいて多くの反対意見があったにもかかわらず、4月に「30か月以下」に緩和され、同様に輸入牛肉の月齢制限についても緩和されたばかりであり、今回の「48か月超」への更なる規制緩和はあまりにも性急であり、今回の規制緩和が、米国産など輸入牛肉の一層の規制緩和と都道府県における全頭検査廃止の呼び水となることが多いに懸念される。 ○非定型BSEなど未解明な点も未だ残る中、今回の「48ヵ月齢超に変更しても人への健康影響は無視できる」との評価結果は、なし崩し的な規制緩和をはかるためのものとししか受け止められない。今回の規制緩和は、国として国産牛肉に対し100%「安全・安心」の保証を放棄するものであり、さらに消費者の国産牛肉に対する同イメージを低下させることにつながることは、紛れもない事実である。したがって、消費者の立場に立ち、そのことを深く認識すれば、規制緩和を行うべきではないことは言うまでもない。 ○検査免除月齢の引き上げは、牛肉に対する安全・安心を求める国民感情とは相反するものであり、消費者の意思を無視したなし崩し的な規制緩和は認められない。 ○国産牛肉については、牛の肉骨粉の使用の禁止やBSE検査の全頭実施、発生状況調査、牛個体識別システムによるトレーサビリティ制度などにより、生産・と畜・流通・販売の各段階における徹底した管理により、食肉の安全・安心に取り組んでおり、生産者や行政関係者の懸命な努力により消費者の信頼を得てきたところである。日本と米国等とのBSEリスク管理体制の差はあまりにも大きく、日本の48ヵ月齢超を判断基準とした輸入牛肉の規制緩和につながることはないようにすべきである。 ○現行では、20か月齢以下の牛についても地方自治体等の負担により、全頭BSE検査を実施している。 ○今回の規制緩和により、消費者の国産牛肉に対する信頼が損なわれないよう配慮が必要である。それでも、科学的根拠をもととした安全が担保され、全頭検査をやめる場合には、消費者に不安と懐疑を起こさせないためにも、消費者への正確な情報提供と全国で統一された国内措置（自主検査の同日中止の実施）が行われなければ不公平が生じる。特に取引先が多く影響力の大きい東京都が対象月齢に応じた検査対応を実施しなければ、制度が形骸化する恐れがある。合わせて、流通・販売の
----	--

	現場いにおいては消費者の混乱を招くことのないよう、検査済といった表示や販売を行わないなどの徹底した対応が必要である。 ○消費者の信頼維持のため、科学的根拠を示した上で、食肉センター等における適切な分別管理を行うための施設整備や体制の構築、BSE検査が不要になったことに対する消費者への情報提供にかかる費用に必要な財源を十分確保することが必要である。 ○万が一の場合、国は早急に対策を講じるとともに、被害に係る経費について国は責任をもって対応すること。 ○また、検査キット数でと畜頭数が制限されるようなことはあってはならない。 (と畜依頼が7頭であるものの、検査キットが1セット6頭分であるため、1頭はと畜できないという事象があってはならない) ○牛肉加工品について、消費者への正確な情報提供と選択に資するため、原料原産地表示について拡大するとともに、外食などでの表示を義務付けすべきである。特に、国内では使用禁止になっているが、米国等で使用が認められている肥育成長ホルモン剤の使用履歴を明示する措置を取るべきである。 (同一意見他 12件)
62	(1)「BSE 検査対象月齢を 48 カ月齢に引き上げても人への健康影響は無視できると評価する」とされた。7月にも月齢を緩和するシナリオが報じられているが、4月に 20 か月齢から 30 か月齢に緩和された矢先のことであり、国民に容易に理解されるとは考えられない。この性急すぎるとり進めについて、不信感は拭えない。科学的知見から問題がないと言われるが、国外事例をもとに判断したものであり、非定型 BSE が未だ解明されておらず、反論する専門家もいるなど、国民が理解するための根拠に乏しい。 (2)消費者の安全・安心を確保することが第一であり、形骸化しているとり進めを見直し、リスクコミュニケーションにおいて不安を払しょくする説明責任を果たし、パブリックコメントで届いた意見を真摯に受け止め、消費者に対して誠意をもって丁寧でわかりやすく対応するよう求める。肉骨粉の使用禁止や BSE 全頭検査、トレーサビリティ制度により、生産・と畜・流通・販売の各段階において徹底した管理により安全・安心を確保し信頼関係のもとに国産牛肉が消費されている。月齢緩和や肉骨粉の肥料利用の再開はこれまでの取り組みを根底から覆し国産牛肉に対する信頼が失墜することが懸念される。 (3)国内検査の月齢緩和は輸入牛肉の月齢緩和に及ぶ恐れがあり、TPP 交渉の入場料として米国に配慮した現行以上の条件緩和は、本道肉牛生産基盤の崩壊につながるため、外交圧力に屈しないよう毅然と対応してほしい。万が一、BSE 検査月齢の緩和により、消費者の国産牛肉に対する不安から消費が減少した場合、また肉牛農家の所得が減少し再生産が困難となった場合は国の責任において、万全な対策を措置するよう強く求める。全頭検査体制のあり方について、国は各行政の自主的な検査を廃止するよう要請しているが、全頭検査の意義を十分勘案した上で、各都道

府県が足並みを揃えて統一的に取り組むよう国の対応が必要である。

(回答)

○今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。

○今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。また、輸入月齢制限の評価に当たっては、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、評価対象国において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、評価対象国ごとに評価を行うこととしています。

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っています。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関に、表示に係わる具体的なリスク管理措置に関することについては、消費者庁等のリスク管理機関に、それぞれお伝えいたします。

○非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

○今回の評価（案）がとりまとめられたことから、本年 4 月 19 日には、各都道府県知事及び保健所設置市長宛てに、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省生産局畜産部長の連名で、「国産牛に関する BSE 対策の見直し等について（依頼）」と題した通知が発出されています。その中で「BSE 検査については、これまで、と畜場での検査対象牛と非対象牛の混在度合いが高く、検査現場に混乱が生じる可能性があったことから全頭検査が行われてきましたが、検査対象月齢が 48 か月齢超となった段階では、検査現場の混乱が解消される一方で、引き続き全頭検査を継続することは、国産牛肉の安全性について誤ったメッセージを発信し、流通に混乱をまねくおそれがあります。このため、全頭検査の見直しを検討している地方自治体からは、全国一斉に全頭検査の見直しが行われるよう国が調整してほしいとの要望をいただいていることもあり、7 月 1 日に予定している改正省令を施行する段階では、全地方自治体が一斉に全頭検査を見直していただくことが適切であると考えています。」と要請されています。食品安全委員会としては、今後ともリスク

管理機関と連携して、食品の安全性確保に関する施策を総合的に推進していきたいと考えています。

○食品安全委員会の審議は、原則として公開で行っており、今回の評価においても審議はすべて公開で行いました。その際に配付された資料についても原則公開としており、審議の議事録とともにホームページに掲載しています。また、報道発表やホームページへの掲載のほか、報道関係者の参加も得て意見交換会を開催し、できる限り国民の皆様の理解を促進するよう努めています。いただいた御意見も参考に、より効果的な方法を見出すため引き続き検討してまいります。

○また、今後、リスク管理機関がリスク管理措置を変更する際に実施するリスクコミュニケーションや食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等において、リスク管理機関とともにリスク管理措置の変更とあわせ、わかりやすく説明していく等、国民の皆様の不安の払しょくに貢献できるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めてまいります。

○なお、食品安全委員会においては、各種評価（案）について、科学的な内容に関する御意見・情報を募集していますので、御理解のほどお願いいたします。

63

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関して、以下の意見を表明しますので、よろしくお取り扱いください。

BSE問題は日本の消費者にとってたいへん衝撃的な出来事でした。それはまた日本の食品安全行政の根幹をゆるがし、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設置につながるものでした。

牛肉の安全を保証し、消費者の安心を回復するためには、全頭検査の実施、危険部位の徹底的な除去、飼料管理の徹底がもとめられました。さらにトレーサビリティを可能にするシステムの導入が行われました。それでも落ち込んだ牛肉の消費は回復しませんでした。

伝えられるところでは、問題発生以来 11 年以上が経過したいま、これまでとられてきた対策の根本的な見直しが行われようとしています。

この間の見直しで、全頭検査の対象が 20 ヶ月を超えるものから 30 ヶ月を超えるものと変更され、危険部位の除去についても 30 ヶ月を超えるものは現行通りとするが、30 ヶ月以下のものについては回腸遠位部、扁桃を対象とし、頭部及びせき髄、せき柱を除くことになりました。

さらに、今回、全頭検査の対象を 48 ヶ月を超えるものに引き上げるとされています。

たしかにこの間、新たなBSE牛が検出されていないとはいえ、このような見直しが性急におこなわれるなら、BSE問題の重要さからいって、多くの消費者が「いくら安全だといわれても安心できない」と感ずることでしょう。

私たちも、この問題に関わってきた消費者団体として、今回の見直し措置を手放しで受け入れるわけにはいきません。

私たちは、以下の点を要望します

	1 検査対象月齢の引き上げに関するリスク評価の経緯、結果について消費者が納得できるだけの情報開示をわかりやすく行い、それにもとづく消費者との意見交換を十分に行うこと。 2 危険部位の除去についての対象月齢引き上げについては、全頭検査の対象月齢引き上げとは区別して独自にリスク評価を行い、慎重な取り扱いを行うこと。 3 住民の立場にたって地方自治体が自主的な検査を行うことについてはその判断を尊重すること。
64	私たちは、日本の食料自給率を向上させ、地産地消や6次産業化の推進など、地域主体の経済産業構造の確立や食の安心・安全を求めて活動を行っています。TPP交渉への参加により、食の安心・安全を求めて活動を行っています。TPP交渉への参加により、食の安心・安全が一層脅かされることが危惧されることから、参加には反対をしています。 このような中、2013年2月、牛肉の輸入月齢や危険部位除去範囲を緩和したことは問題があると考えています。さらに2013年4月に公表されたプリオン評価書(案)のまとめによると、「一部の例外的な事例を除けばBSE陽性例は48か月齢以上である。EUにおけるBSEの発症実績からBSE検査陽性牛のほとんどが48か月齢以上と推定している。牛による感染実験では、BSE感染牛脳組織の1gを経口投与すると44か月目以降に臨床症状が認められた。」など、想定や推定が前提となっており、国民の健康と生命を守るため、安心・安全を確立する姿勢が全くみられません。また、「非定型」のBSEについては原因が解明されておらず、今後拡大する可能性も懸念されています。牛肉の検査対象月齢や特定危険部位除去の月齢を引き上げるべきではありません。今回の月齢引き上げは、輸入牛にも適応されることは必至であり、検査態勢が十分ではない輸入牛について規制緩和の見直しを行うべきではありません。また、自治体が独自で実施する検査を規制はすべきではありません。 以上のことから、「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価」について、以下の5点を要望します。 記 1. 自治体は、食の安心・安全に取り組むとともに、6次産業化に向け積極的に地域産物に付加価値を付けるなど地域の実情にあった取り組みを行っている。よって検査月齢を全国一律にするのではなく自治体独自の判断を尊重するべき。 2. 2013年2月から実施している輸入牛肉の月齢引き上げを見直すべき。 3. 危険部位の除去範囲を変更すべきではない。 4. 「非定型」のBSEに関しては、不明瞭な点が多く、食の安心・安全が確保されないことから検査を継続すべき。 5. 「非定型」のBSEにはL型、H型が公表されているが、両方に属さないものも発見されている。輸入緩和や検査体制の緩和をすべきではない。

(回答)

○検査月齢を全国一律に設定するかどうかについては、リスク管理機関の判断によるものですが、食品安全委員会としては、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行った結果、今回、BSE 感染状況、輸入規制措置、飼料規制等及び食肉処理工程における措置並びに BSE 感染における牛と人の種間バリア等の科学的知見を踏まえると、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると評価しました。そのため、48 か月齢以下の牛に対する BSE 検査は、安全確保策としては意義はないと考えています。

○今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、SRM の範囲に関する評価結果は含まれておりません。なお、昨年 10 月に、頭部(扁桃を除く)、脊髓、脊柱について、「全月齢」から「30 か月齢超」に変更した場合にあっても、人への健康影響は無視できるという評価を行っております。

○食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

○非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上(6~18 歳)の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢(4 歳)超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

○食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価(リスク評価)の推進のため、リスク評価ガイドライン、評価基準の開発に関する提案公募型の研究を実施しています。その中で、平成 25 年度から「ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価」を研究課題として実施します。食品安全委員会としては、今後とも非定型 BSE に関する情報収集及び調査・研究に取り組んでいきます。

65	食品安全委員会は 2013 年 4 月、そのプリオン専門調査会において、厚生労働省からの諮問に対し、「プリオン評価書(案)ーBSE 対策見直しにかかる食品健康見直し評価②」を答申した。その評価における基本的考え方は「定型 BSE を対象とし「定性的評価を行う」(評価書 10 頁)とするものであり、以下のように BSE の発症や伝達メカニズムを科学的に論証したものではない。BSE 検査を 48 ヶ月齢は不要とするこの「プリオン評価書②」以下は食品安全委員会として承認すべきではない。直ちに却下することを求める。 記
----	---

	1、BSE の発生が認められた国のみならず BSE リスクの不明国のデータも収集し、定量的評価を行うべきであり、今回の「評価書②」のように、定性的評価のみにより、48ヶ月齢以下の BSE 検査を不要とするとの結論を拙速に出すべきではない。 2、豚と鶏の飼料、肥料に肉骨粉を利用しうる、との規制緩和を行なうことは BSE の交差汚染リスクを増大させる。 3、2010 年 12 月に死亡したブラジル産の牛（2012 年 12 月によろやく日本の厚生労働省が輸入禁止措置を実施）。2012 年 4 月に BSE であることと確認された米国の牛（非定型）など BSE のリスクは解消していない。また、評価の前提たる諸外国から日本への輸入に関しても、2012 年 11 月米国からあばら骨つき冷凍バラ肉が、2013 年 4 月フランスとオランダからの子牛肉に SRM のへんとうが混入するなど、リスク管理が不備であることを示している。 4、「非定型 BSE」を孤発性であるとして、そのリスクを軽視すべきでない。筋肉にも BSE プリオンが蓄積されるなどの研究もあり、こうした BSE の分析解明を続けるべきである。 5、国内の全頭での BSE 検査、海外からの牛肉の輸入条件の設定により、日本の牛肉市場は安全性が確保され、消費者の牛肉への信頼が確立してきた。今後も予防原則にのっとり、全頭検査など厳しい BSE 対策を続けるべきである。 6、BSE 対策の緩和は常に米国からの要求を受けて行われてきました。これは TPP 参加など日本の弱腰外交の露払いとなっており、参加への条件整備に他ならない。BSE 対策の緩和を正当化するための安易な BSE 対策の根拠と位置づけられる「リスク評価」は直ちに撤回すべきである。 （同一意見他 1 件）
66	〔全体的意見〕 食品安全委員会は、今回（4 月 8 日付）の「牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」（以下「審議結果」という）の中で、国内の BSE 検査について「検査対象月齢を 48 ヶ月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」としています。しかし、「検査対象月齢を 21 ヶ月齢超から 30 ヶ月齢超に」「と畜場施行規則及び、BSE 特措法施行規則の一部を改正する省令」を変更施行したのは 2013 年（今年）4 月 1 日です。 今回の「審議結果」をうけ、厚生労働省は 7 月にも「検査対象月齢を 48 ヶ月齢超にするというスケジュールのようですが、食品安全委員会が何故この様な短期間で「審議結果」を出されるのか疑問です。 前回の「30 ヶ月齢超の検査対象月齢の引き上げ」および「大幅な SRM の範囲の変更」の時にも、十分な説明やリスクコミュニケーションも行なわれず、一般消費者として非常に不安でしたが、今回は、更に問題があると考えます。 また、今回の意見・情報の募集の中で、ことさら「科学的な内容に関する意見・情報を募集する」というのは、一般消費者の持っている不安等の意見を排除しているのではないかと考えられます。

まずは、消費者が納得できる説明と十分なリスクコミュニケーションを求めます。
〔個別的意見〕

1. BSE 検査対象月齢を 48 ヶ月齢超でも可としたことについて

国内の BSE 検査対象月齢を 48 ヶ月齢超へ引き上げることを可とする「審議結果」(案)については、消費者が十分な理解ができない短期間での結論について反対します。すでにリスク管理機関である厚生労働省は、このパブリックコメントも終了しない中、各地方自治体等に全頭検査の中止を伝達したとのことですが、食品安全委員会は、食品安全基本法の趣旨からいってこのことについて問題にすべきだと考えます。

国が従来行なってきた検査によって、BSE についての研究が進み、地方自治体等が行なってきた全頭検査によって確認されたことも多いと考えると、30 ヶ月齢超とした検査月齢変更の検証もされないまま、48 ヶ月齢超を可とすることには、納得できません。

またこの流れが、北米などの規制緩和に続くのではないかと懸念します。特に米国は月齢の認定が不確かな国であると考えます。

2. 特定危険部位(SRM)の範囲について

前回の BSE 対策の変更で、SRM の範囲が大幅に緩和されました。このことについて、消費者の理解は進んでいないと思います。BSE の対策が始まった時から、「安全は、SRM の除去と飼料規制によって担保される」と強力に言われました。このことから前回の SRM の範囲の変更は、全く納得のいかないものでした。

今回は SRM の範囲の変更はないと認識していますが、検査対象月齢引上げと同じように、規制緩和が更に行なわれるのではないかと懸念されるような説明になっています。「安全」がきちんと担保されるような説明が必要です。

また、従来の SRM の範囲であった全月齢の頭部（舌、頬肉を除く）・脊柱・脊髓などが 30 ヶ月齢超に変更になった前回の措置が、充分検証されていないのも問題です。この規制緩和による交差汚染等、新たな措置による検証を、食品安全委員会は実施すべきと考えます。

3. 非定型 BSE について及び BSE の調査研究について

非定型 BSE については、この間「わからない」ということがあります。OIE の議論もこれから始まるということです。国際的な科学者の関心も薄れているのではないとも言われています。

BSE そのものも原因や感染経路等が確実に解明されているわけではなく、まして、非定型 BSE では未解明なことが多くあります。引き続き、調査・研究をすすめ、新たな事実や、科学的な知見が出された時は、速やかに公表し、食品影響評価を食品安全委員会が自ら行うべきと考えます。

4. リスクコミュニケーションについて

今回パブリックコメントの募集が行なわれていますが、意見提出の〆切は、5 月 8 日となっています。私たち地方の消費者にとっては、募集内容を理解し、意見を

	提出する期間としては、非常に困難を強いられるものです。また、説明をうけ、意見交換を行なうリスクコミュニケーションは全国で何カ所もありません。具体的でわかりやすい資料提供や全国各地での説明会開催などが必要です。そうした中で意見提出できるものと考えます。 パブリックコメントの期間は 30 日ルールがあるものと言われますが、消費者の理解と納得が得られる十分な期間と機会が必要です。また、今回、意見は「科学的知見に基づくもの」であって、消費者の不安や事業者の都合などは、考慮されないと言われています。とりわけ生産者の意見や消費者の不安を解消するためのリスクコミュニケーションは、「食品安全基本法」にあるリスク評価、リスク管理等各段階における重要な役割があると考えます。 (同一意見他 1 件)
67	私たちパルシステム東京は『「食べもの」「地球環境」「人」を大切にしたい社会をつくりたい』を理念に掲げ、食の安全を大切にしてきた約 43 万人の組合員を擁する生活協同組合です。 草食動物である牛に肉骨粉を給餌した事で病気が拡大し、消費者は牛肉の買い控えや加工食品に含まれる牛由来原料への不安など BSE の恐怖に襲われました。国産牛に関しては全頭検査・SRM（特定危険部位）の除去と飼料規制の徹底により安心して食べられるようになりました。しかし、非定型 BSE などはまだ原因が究明されておらず、飼料規制の徹底だけでは対策は不十分であり、検査対象月齢と SRM 除去が 30 ヶ月以上に緩和されたことは非常に遺憾に思っています。また、海外の中で特に米国の対策に関しては歯列による月齢管理や 1%以下というごくわずかの BSE 検査、牛肉骨粉を鶏豚へ給餌している現状から今年 2 月に 30 ヶ月齢に緩和した事で安心して輸入牛を食べる事が出来なくなりました。 今回、貴委員会から出された我が国の検査対象月齢の引き上げに関して、科学的論拠での意見や参考資料の提供ではありませんが、消費者としての意見をお伝えしたいと思います。 1. 4 月の緩和に関しての検証がされていない 前回の国内措置・国境措置の検査対象月齢と SRM の範囲の評価を終えた上で今回のリスク評価を行うとなっております。前回の評価を検証された上で次の評価がなされると思っていますが、たった 1 ヶ月程でどんな検証がされたのでしょうか？消費者にとっては 2 月に緩和されてすぐに出された今回のリスク評価結果という事で不安が増大しています。 2. TPP 参加のための緩和ではないのか 今回のリスク評価は国内措置の検査対象月齢ですが、次に国境措置の月齢制限があり、その場合は輸入の対象月齢だけでなく SRM の範囲も含まれる物と思います。TPP 参加に向けた結果ありきの評価がなされるのではないかと貴委員会に対

	して消費者は不信感を募らせています。米国の飼料規制や検査の現状に則した信頼できる評価を行なってくださる事を切に願います。 3. リスクコミュニケーションの形骸化 双方理解を深めるためのリスクコミュニケーションの場を設けて説明をして頂いている事に感謝します。しかしながら、消費者からの不安の声に対して耳を傾けて頂いているとは思えません。科学的知見での意見や情報のいしか受け入れないのであれば、いち消費者が参加し意見を伝える事は非常に難しく、せっかくのリスクコミュニケーションの場が形骸していると思わざるを得ません。 4. 更なる飼料規制の徹底 飼料規制は定型の BSE 対策に関して非常に有効であると評価しています。今後も更なる管理の徹底が必要だと思います。また、米国を含む海外の飼料規制に関して管理の強化により消費者の不安の声に応えていただきたいと思います。その為にも、貴委員会から関係機関に対して管理の徹底の要請を行うなど働きかけをしてくださるようお願いいたします。 5. 原因不明の非定型には予防原則で 非定型の BSE の原因が未だ解明されていない現在、たとえ発症した牛の殆どが高齢牛であったとしても国民の健康を一番に考えた場合、予防原則に則って評価をしていただける事を願います。
--	--

(回答)

- 今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。
- 今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、SRM の範囲や米国、カナダ、フランス及びオランダからの国境措置としての輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。また、輸入月齢制限の評価に当たっては、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、評価対象国において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、評価対象国ごとに評価を行うこととしています。
- 食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協

議に何ら影響を受けるものではありません。今回、いただいた御意見・情報のうち、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することについては、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

○予防原則は、EU の「予防原則に関する報告（2000 年 2 月）」によれば、「リスク分析の範囲の中でとらえられ、特に政策担当者がリスク管理において潜在的な悪影響が特定されているが、科学的な評価において十分な確証が得られていない状況において健康保護の観点から妥当な水準の保護措置を講じられるべき」という考え方です。今回の評価においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いと判断し、潜在的な悪影響はないと考えられます。以上のことから、今回の評価に予防原則を適用することは適切ではないと考えられます。

○非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

○今回の評価において、BSE プリオンの増幅リスク低減措置である飼料規制については、その徹底した措置により、日本において BSE プリオンが増幅するリスクは極めて低いレベルになっているものと判断しました。従って日本の飼料規制は、現状において極めて有効に機能していると考えられます。

○なお、牛肉骨粉の果樹園等での肥料利用については、本年 2 月に農林水産省から諮問があり、同省が導入しようとする飼料への流用・誤用等を防止する管理措置が採られることを前提とする限りにおいて、当該肥料が人に及ぼす影響は、現行の肥料と変わるものではない旨、回答したところでです。

○食品安全委員会の審議は、原則として公開で行っており、今回の評価においても審議はすべて公開で行いました。その際に配付された資料についても原則公開としており、審議の議事録とともにホームページに掲載しています。また、報道発表やホームページへの掲載のほか、報道関係者の参加も得て意見交換会を開催し、できる限り国民の皆様の理解を促進するよう努めています。いただいた御意見も参考に、より効果的な方法を見出すため引き続き考えてまいります。

○また、食品安全委員会として、意見交換会を東京都及び大阪府で開催し、厚生労働省等と共催で BSE 対策説明会を東京都及び神戸市で開催するとともに、地方自治体が開催する説明会へも講師を派遣するなど、リスク管理機関と連携して今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）」（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）に関する Q&A、プリオン評価書②（案）の用語解説を食品安全委員会ホームページに掲載しています。御指摘を踏まえて、引き続き、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

G：その他

68	まず最初にこのフォームがダサ過ぎます。 入力欄に最初から入っている文字を自分で消してから入力するとか、意見を受け付ける気が全く感じられません。必須でもない電話番号とFAXの要求とか…お役所仕事の典型です。馬鹿ですか？ BSEに関しては『食の安全』というお題目なら、厚労省は特定危険部位を取り除けば安全と宣言していますよね。それでも不安だというなら、食肉に回る牛の検査だけ行えばいい話です。 なんで廃棄する牛の検査を延々と公金を使って行うのか意味不明です。廃棄される牛からBSEが出たら『やっぱり危険！全頭検査、絶対！』となるのは目に見えています。ノーリスク、ハイリターンの典型。もっとマシな税金の使い方を考えて下さい。
----	---

(回答)

- 御意見・情報の募集に係る入力フォームについては、政府統一のものであり、御理解いただきますようお願いいたします。
- 高リスク牛に関するサーベイランスは国際的にも重要とされているところであり、御指摘のあった我が国における死亡牛のBSE検査はBSE発生状況のモニタリングとして重要なものです。
- なお、今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、死亡牛の検査に関する評価は含まれておりません。
- 今回いただいた御意見・情報については、リスク管理措置（死亡牛サーベイランス）に関するものですので、担当するリスク管理機関である農林水産省にお伝えいたします。

69	アメリカでは問題なく食用にしています。日本だけが特別な考えを持つのは少しおかしいと思います。リスクなしで生きようとするのは、たとえば子供を育てるときに危ないから外で遊ぶなと言っているようなもので、外で遊ばなければ世間が見えません。今の日本の考えを表しているようなものです。生きるにはリスクがあるのは当然です。リスクがあって成長するのです。
----	--

(回答)

- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っています。
- また、今回いただいた御意見・情報は、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考とさせていただきます。

70	消費者の立場では、規制を緩めることの意義がわかりません。次々と規制緩和の方向に向かっていることに不安を感じます。とりあえず今回の月齢に関する緩和に科学的根拠があるとして、例えば飼料規制はきちんと行ってほしいし、（リスク管理は別問題としないで）規制の現場での不備に対する指導を今後もきちんとしてください。この審議結果（案）情報は一般消費者には分かりずらいです。影響の直接の関係者である消費者への視点で情報提供を今後もお願いします。
----	--

（回答）

- 飼料規制については、評価書（案）Ⅲ.2.(2)に独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が行っている製造・販売・農家の立入検査等の監視体制と遵守率に関するデータを示しており、本専門調査会としては、規制内容については、「◎」、SRM の処理については「◎」、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策は「◎」、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率については「○」と評価し、総合評価において「BSE 発生を制御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」としました。いただいた御意見・情報のうち、国内措置に関わる具体的なリスク管理措置に関するについては、農林水産省等のリスク管理機関にお伝えします。
- 食品安全委員会の審議は、原則として公開で行っており、今回の評価においても審議はすべて公開で行いました。その際に配付された資料についても原則公開としており、審議の議事録とともにホームページに掲載しています。また、報道発表やホームページへの掲載のほか、報道関係者の参加も得て意見交換会を開催し、できる限り国民の皆様の理解を促進するよう努めています。いただいた御意見も参考に、より効果的な方法を見出すため引き続き考えてまいります。
- また、食品安全委員会として、意見交換会を東京都及び大阪府で開催し、厚生労働省等と共催で BSE 対策説明会を東京都及び神戸市で開催するとともに、地方自治体が開催する説明会へも講師を派遣するなど、リスク管理機関と連携して今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価②（案）」（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）に関する Q&A、プリオン評価書②（案）の用語解説を食品安全委員会ホームページに掲載しています。御指摘を踏まえて、引き続き、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

71	2013 年 2 月から対象月令および検査対象 SRM 部位の変更したばかりの中、さらに BSE 検査対象月令を上げることの性急に進める根拠が、提示された資料では理解できません。統計的資料から読み取ると、月令を上げることの危険性はかなり低下していると書かれていますが、2011 年度と 2012 年度の BSE スクリーニング検査結果には 30 ヶ月令でない牛の陽性反応が貴省の HP に記載されているのはどのように考えるといいのでしょうか。
----	---

	また、異常プリオンが蓄積しやすい SRM 部位をミスなく月令別に処理する体制を確認せずに規制緩和することは、科学的問題ではなく、人為的問題発生を引き起こす可能性が増大すると予想されます。牛の健康を最大限配慮した飼育環境の向上・飼料管理の徹底・と畜後の廃棄物処理の分別と適正処理を厳格に進めることがますます重要になります。貿易自由化に向け、輸入牛肉を受け入れやすい環境を急いで整えているのか、食の安全安心をないがしろにする審議結果で受け入れがたいものです。
--	--

(回答)

- 今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。
- と畜場に出荷された牛の BSE 検査は、まず、都道府県においてエライザ法による「スクリーニング検査」が実施され、その結果、「陽性」となった場合、厚生労働省が指定する検査機関等でウェスタンブロット法及び免疫組織化学検査による「確認検査」が行われ、厚生労働省の BSE の検査に係る専門家会議において「確定診断」が行われます。
- 御指摘のあった厚生労働省の HP に掲載されている「牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の検査結果について」に記載されている「陽性」は、都道府県における「スクリーニング検査」で「陽性」になったものであり、その全てが、BSE と「確定診断」されたものではありません。
- 2011 年度及び 2012 年度の「スクリーニング検査」陽性 2 頭は、いずれも「確認検査」で「陰性」が確認されています。
- なお、都道府県で実施されている、「スクリーニング検査」（エライザ法）は検査キットの設計上、BSE ではない牛についても、一定程度「陽性」と判定されることとなります。そのため、陽性になった検体については、より精密に行われる上述の「確認検査」が実施されています。
- また、食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、科学的知見をもとに客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であり、外交・経済等の事情とは関係なく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行っており、TPP 協議に何ら影響を受けるものではありません。今回、いただいた御意見・情報については、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することでしたので、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。また、今後、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等の参考とさせていただきます。

72	日本における月齢・品種別と畜頭数（プリオン評価書（案）17 ページ 表2）では、48 ヶ月齢までのと畜頭数の割合が全体の 83.1%にものぼり、BSE 対策の見直し後は 8 割超が検査されることなくと畜されることとなる。また、現在の日本において市場に出回っている牛肉がおよそ何ヶ月齢の牛のものが主であるのか、というデータも示されておらず、消費者の口に入る牛肉の安全性が保たれているか不明確のように受けとめられる。そのため、国産牛肉については定型 BSE の発生・蔓延に対して徹底した管理を行っており国内における定型 BSE の発生はきわめて低いことを強調するなど、消費者に不安や誤解を抱かせないような配慮が必要である。
----	---

（回答）

- 日本において市場に出回っている国産牛肉の月齢区分ごとの割合は、御指摘のあった評価書（案）中の表2で記載しているとおり、30 か月齢以下の牛で約 7 割を占めています。昨年 10 月の評価「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、検査対象月齢を「30 か月齢超」とした場合にあっても、人への健康影響は無視できるという評価を行っております。
- この度の評価（案）において、出生後の経過年数が 11 年未満の出生コホートにおいて仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられ、当面の間、検証を継続することとされました。具体的な検査対象月齢について、本専門調査会は、と畜場における検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断しました。
- また、今回の評価（案）においては、日本において、各段階における BSE 発生防止対策は適切に行われているものと判断され、牛群の BSE 感染状況や、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本において、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD の発症の可能性は極めて低いとしています。
- 今後、リスク管理機関がリスク管理措置を変更する際に実施するリスクコミュニケーションや食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション等において、リスク管理機関とともにリスク管理措置の変更とあわせ、御意見を踏まえわかりやすく説明していく等、国民の皆様の不安の払しょくに貢献できるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めてまいります。

73	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに際しては、「現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし」たリスク評価が行われたが、平成 25 年 4 月 3 日開催の第 79 回プリオン専門調査会において、毛利専門委員から検査月齢の引き上げ等の検討にあたり、「現行の飼料規制」が前提とされている以上、「現行の飼料規制」に関する定義が必要ではないかとの意見が示された。 牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価は平成 16 年 9 月の「自ら評
----	--

	価」により実施されて以降、飼料規制、輸入規制等の「国内措置及び国境措置に関わる具体的なリスク管理措置に関すること」に関して評価が行われてきた。 しかしながら、平成 24 年 9 月 11 日より実施された「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）について」のパブリックコメントにおいて、食品安全委員会は「リスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関」であり、「国内措置及び国境措置に関わる具体的なリスク管理措置に関すること」については「リスク管理機関に確実に伝えします」とのみ回答し、「自ら評価」を行おうとしていない。 については、農林水産省等のリスク管理機関が実施する「飼料規制」にかかわる「具体的なリスク管理措置」について、再評価を行って頂きたい。
--	--

（回答）

- 今回の評価では、評価対象国（日本）において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを定性的に評価するため、出生コホートの考え方を基本として、①出生年月ベースでの最終発生からの経過年数、②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数、③BSE 対策（飼料規制等）の実施状況を考慮して評価を行いました。
- その結果、日本において、各段階における BSE 発生防止対策は適切に行われているものと判断され、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本において、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する BSE プリオンによる人での vCJD 発症の可能性は極めて低いと考えられました。
- 飼料規制については、評価書（案）Ⅲ.2.(2)に独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が行っている製造・販売・農家の立入検査等の監視体制と遵守率に関するデータを示しており、本専門調査会としては、規制内容については、「◎」、SRM の処理については「◎」、レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策は「◎」、レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率については「○」と評価し、総合評価において「BSE 発生を制御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能している」としました。

74	43 ページにおいて これまでに確認された 21 か月齢及び 23 か月齢(非定型 BSE)の 2 頭については、異常プリオンたん白質の蓄積は他の BSE 感染牛の 1/1,000 程度であるとされており、かつ、BSE プリオンへの感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスを用いた脳内接種による感染実験において感染性が認められなかったことから、人への感染性も無視できると判断した。
----	--

とありますが、たった2例では標準誤差がわかりませんから判断はできません。実際53ページの実験結果からすると、1000年間の全世界の肉牛の安全を保証するには信頼性区間は標準誤差の10倍以上必要となりますので、量が少なくても26ヵ月や4ヵ月で発生するものを考慮しなければならないという結果となっています。

もっと安全面に重きをおいた慎重な判断をすべきです。

44ページにおいて

48ヵ月齢(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。

とありますが、結論は重大なのに根拠が薄弱です。

まず、丸2項は、98%とということんでもない緩い判断基準であって、日本のような一億人以上の(そして世界では数十億人の)安全を確保するための判断では、用いるべきものではありません。

半導体や自動車の信頼性の専門家を委員に加えるべきです。

そして、平均値ではなく分布を測定して議論すべきです。

実際53ページの実験結果からすると、1000年以上の全世界の肉牛の安全を保証するには信頼性区間は標準誤差の8倍以上必要となります。

そしてそのようなロングテール部分の分布が実際にどうなっているかは確証が得られにくいのでマージンをとって10倍程度で判断すべきです。

したがって、摂取量が少なくても26ヵ月や4ヵ月で発生するものを考慮しなければならないというのがこの図の読み方です。

もっと安全面に重きをおいた慎重な判断をすべきです。

むしろ引き上げるのではなく引き下げねばなりません。

44ページにおいて

48ヵ月齢(4歳)超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。

とありますが、結論は重大なのに根拠が薄弱です。

丸3項も、上述の53ページの解釈をまちがえています。

丸4項のBSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見を踏まえればという前提も上述の53ページの解釈をまちがえています。

標準誤差とされるものの10倍を信頼性区間とすると、最低の潜伏期間は投与量の少ない方から26、4、18、25ヵ月となりばらついています。(8倍でも同様にばらついています。そして48ヵ月よりはるかに短くなります。)

もっと安全面に重きをおいた慎重な判断をすべきです。

むしろ引き上げるのではなく引き下げねばなりません。

44ページに

非定型 BSE については、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上の高齢の牛であり、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されている。これらの定型及び非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢超の牛を検査することにより十分にカバーされるものと考えられる。

とありますが、

これは、54ページの評価書の非定型に関する実験結果の項目を無視した結論です。そこには、実験室で、定型よりも感染スピードのあるものがつくれたことが報告されています。

実際日本でも20ヵ月程度でみつかっています。

これらのことを考慮すれば当然早期に検査で検出する体制を整えるべきです。

都合の悪い論拠を消すのは委員会の信頼性を損なう行為ですからやめるべきです。

53ページの解釈について

1000年以上の全世界の肉牛の安全を保証するには信頼性区間は標準誤差の8倍以上必要となります。

そしてそのようなロングテール部分の分布が実際にどうなっているかは（サブプライムローンで問題となったように）確証が得られにくいのでマージンをとって10倍程度で判断すべきです。

（実際この実験結果の分布も投与量に対してきれいに变化するのではなく大きく揺らいでいて分布の不確定さを含んでいるようにみえます。）

したがって、量が少なくても26ヵ月や4ヵ月で発生するものを考慮しなければならないというのがこの図の読み方です。

54ページのプリオン評価書のパブリックコメントに対する論理的解答がありません。

むしろ不利な部分を削除してしまっています。

（非定性 BSE に関する項目など。実験ではもっと感染スピードがはやいものもあることが記述されていました。そうすると、今回の評価の前提が大きく崩れるはずです。）

このような問題についてコメントに対して真摯に反論して議論をふかめないととんでもない大災害を招きかねないことを認識して作業してください。

BSE の一番の問題は病原体の耐性がきわめてたかいことです。

土壌中に高濃度で存在したら哺乳類は植物もたべれなくなります。

人為的に人間が減らさねば大変なことになる可能性があります。

	（しかし影響評価の論文ではこのような自然の動植物による感染経路の影響などは考慮されていません。） まかり間違っても人類滅亡などということにならないように食品安全委員会が長期的視野で対策をとってください。
--	---

（回答）

- 食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っています。
- 今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。
- 「BSE 検査陽性牛のほとんど（約 98%）が 48 か月齢以上」という EU の実績は、完全飼料規制前に出生した牛の BSE 検査陽性牛の実績であり、その当時の EU における BSE プリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSE プリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48 か月齢未満で BSE が発生する可能性はほとんどない（人への健康影響は無視できる）と判断しました。
- 非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されており、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

75	○国産牛の BSE 検査を 48 ヶ月超にすることに反対です。 昨年秋に 20 ヶ月から 30 ヶ月への引き上げのパブリックコメントをしたばかりですね。もちろんその時にも私は反対でした。安心・安全なものを食べたい、国産のものを守りたい、増やしたいのです。 48 ヶ月超になれば、83%が BSE 検査対象外となりますし、国の補助金が大幅縮小されます。検査月齢を引き上げず、検査補助金を縮小せず、補助金を増額することをのぞみます。 ○米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉の輸入月齢の 30 ヶ月から更に引き上げに反対です。月齢引き上げの調査審議でなく、引き下げをのぞみます。
----	---

	○要約 P5 16 行目、17 行目約〇万頭でなくきちんとした数で表わして下さい。2012.10 月時には 190,629 頭・37,316 頭となっていました。正確な数字が必要です。
--	---

(回答)

○今回の「我が国の検査対象月齢の引き上げ」に係るリスク評価に当たっては、これまでの BSE に係るリスク評価で得られた科学的知見に加え、BSE の発生状況や BSE 制御のための対策の実施状況を検証し、日本において定型 BSE が発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本として、専門委員による科学的でかつ慎重な審議を経て取りまとめられたものです。

○今回の評価は、国内措置としての検査対象月齢の引き上げについてのものであり、SRM の範囲や米国、カナダ、フランス及びオランダについての国境措置の輸入月齢制限に関する評価結果は含まれておりません。

○今回、いただいた御意見・情報については、国内の BSE 検査に関わる具体的なリスク管理措置に関することでしたので、厚生労働省等のリスク管理機関にお伝えいたします。

○また、御指摘を踏まえ、当該箇所については、「世界の BSE 発生頭数は累計で 190,643 頭(2013 年 3 月現在)である。発生のピークであった 1992 年には 37,316 頭の BSE 発生報告であったが、」と修正いたしました。

平成25年5月13日

「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに
係る食品健康影響評価②」
（国内措置の検査対象月齢の引き上げ）
に関するQ&A

問一覧

問1 今回の評価書に至った経緯と概要は？

問2 なぜこのタイミングで、日本だけ先行して結論を出したのですか？

問3 検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間の「ほとんど」を95%以上としたのはなぜでしょうか？

問4 なぜ48か月齢超を検査対象月齢としたのですか？

問5 BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上で検出されるとしています
が、残りの2%について考慮されていないのではないのでしょうか？

問6 非定型BSEについて考慮されていないのではないのでしょうか？

問1 今回の評価書に至った経緯と概要は？

答)

- 1 今回の評価書は、以下に掲げる平成23年12月の厚生労働省からの諮問内容のうち、具体的な諮問内容(3)の国内措置の「検査対象月齢」をさらに引き上げた場合のリスクについて、検討を行ったものです。

なお、諮問内容のうち(1)及び(2)については、平成24年10月、評価結果を厚生労働省に通知済みです。(平成24年10月に通知した食品健康影響評価結果に関する概要、Q&A情報は【<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>】をご覧ください。)

(略)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM※の範囲

(略)

(2) 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

ア 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRM※の範囲

(略)

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(上記(1)ア及び(2)ア)を引き上げた場合のリスクを評価。

※ SRM(特定危険部位)・・・BSEの病原体と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積することから、流通経路から排除すべきとされる牛体内の部位のこと。

- 2 平成24年10月の第75回プリオン専門調査会において検討を開始し、平成25年4月3日の第79回同専門調査会まで、最新の科学的知見に基づき審議を重ね、評価書(案)が同年4月8日の第470回食品安全委員会へ報告されました。

- 3 その後、上記の評価書(案)について、平成25年4月9日から同年5月8日までの間、国民の皆様から御意見・情報の募集を行いました。ここで寄せられた御意見・情報を踏まえ、同年5月13日の第473回食品安全委員会へ報告、決定され、同日諮問元である厚生労働省へ評価結果が通知されました。

- 4 その評価結果の概要は、以下のとおりです。

牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は極めて低いと考えられる。

総合的なBSE対策の実施により、出生年月でみた場合、日本においては2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降11年にわたりBSEの発生は確認されていない。BSE感染牛は満11歳になるまでにほとんどが検出されると推定されることから、出生年月でみた最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等BSE対策が継続されている中では、今後、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられる。

しかしながら、出生後の経過年数が11年未満の出生コホート（出生年月が同じ牛群）において仮に感染があった場合には、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられる。このため、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。

具体的な検査対象月齢については、①評価対象国におけるBSE発生確認最低月齢、②EUにおけるBSE発生の実績月齢、③BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢、④BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断した。

- 5 なお、米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉の輸入月齢制限を30か月齢から更に引き上げることは、引き続き、プリオン専門調査会において、調査審議を進めていくこととしています。

問2 なぜこのタイミングで、日本だけ先行して結論を出したのですか？

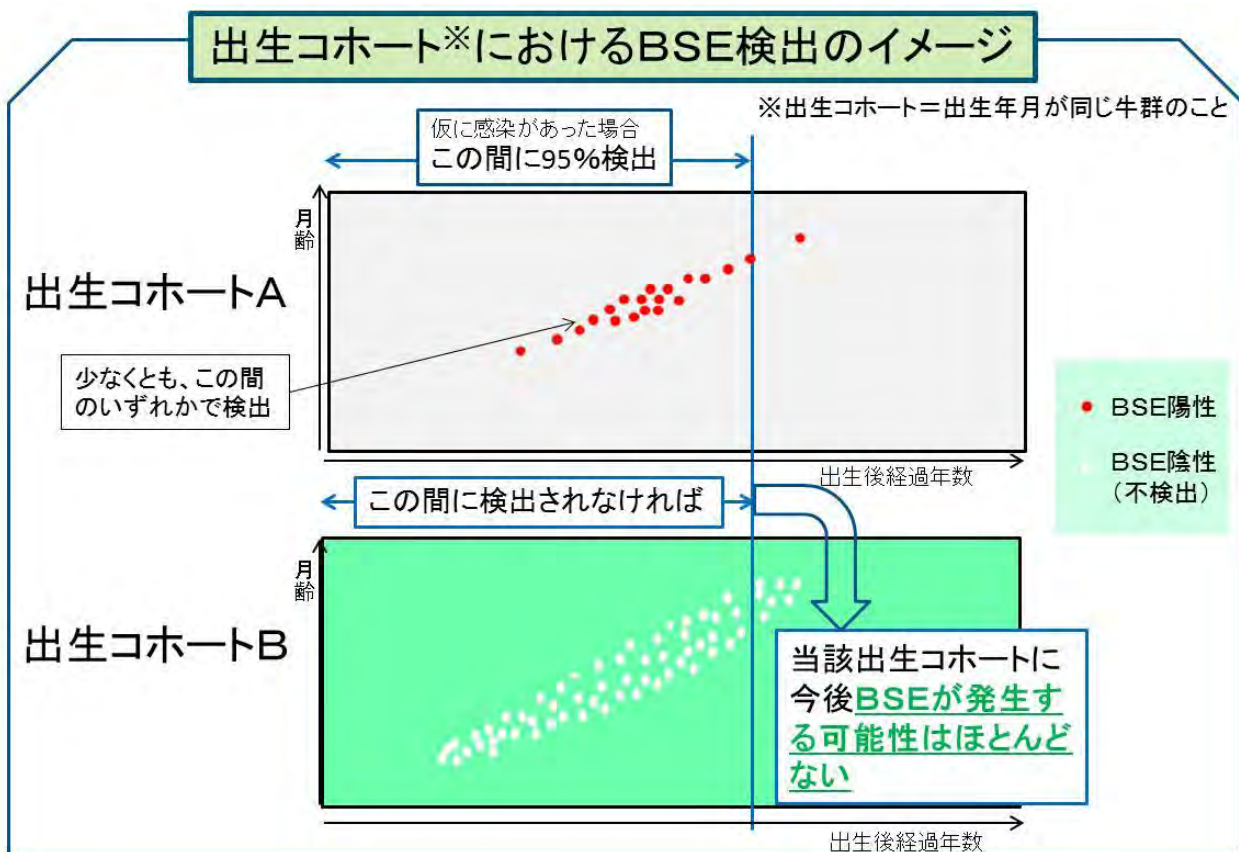
答)

- 1 今回の評価においては、日本をモデルケースとして評価手法の検討を行ってきたこと等を踏まえ、第78回プリオン専門調査会においてとりまとめられた「評価手法」に従い、必要なデータが揃った国内措置の検査対象月齢について、先行して議論を行いました。
- 2 評価対象国（5か国）すべての必要なデータが揃い、議論を終えるには非常に時間がかかることが予想されるため、必要なデータが揃い、議論が終了した国から、プリオン専門調査会としてのとりまとめを行うこととしました。

問3 検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間の「ほとんど」を95%以上としたのはなぜでしょうか？

答)

評価書案中の「Ⅱ.5(1)飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間（経過年数）」において、「検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間」の「ほとんど」を95%以上としています。BSE感染牛は、満11歳までに96.9%が摘発されるため、仮に、あるコホートにおいてBSEプリオンの感染があれば、11年間のうちにほとんどの牛（95%以上）のBSE発生状況が確認できることとなります。あるコホートについて、11年間にBSEプリオンの感染が検出されなければ、そのコホートから、その後BSEが発生する可能性はほとんどないと判断しました。



問4 なぜ48か月齢超を検査対象月齢としたのですか？

答)

1 BSE発生の実績を踏まえれば、出生年月でみた最終発生から11年以上発生が確認されなければ、最終発生後の出生コホート（出生年月が同じ牛群）について、BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられます。

2 日本においては、2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降、BSEの発生は確認されておらず、2013年1月で11年が経過しました。

したがって、日本において今後BSEが発生する可能性はほとんどないものと考えられます。しかしながら、出生後の経過年数が11年未満の出生コホートについては、発生の確認に十分な期間が経過していないものと考えられます。

このため、当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断されました。

3 国内措置の具体的な検査対象月齢については、

- ① 評価対象国における発生確認最低月齢が、一部の例外を除き48か月齢以上であること
- ② EUにおけるBSE発生の実績から、検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上と推定されること
- ③ BSE感染牛脳組織の1g経口投与実験でのBSEプリオンの検出が投与後44か月目（48か月齢相当）以上であること
- ④ BSEプリオン摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見

から、これを48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると判断されました。

問5 BSE検査陽性牛のほとんど（約98%）が48か月齢以上で検出されるとしています
が、残りの2%について考慮されていないのではないのでしょうか？

答)

今回用いたEUの実績は、完全飼料規制前に出生した牛のBSE検査陽性牛の実績であり、その当時のEUにおけるBSEプリオンの汚染状況と現在の日本における状況を比較すれば、そのリスクは著しく低くなっていると考えられます。加えて、「BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる」という感染実験での知見等を併せて考慮すれば、現在の日本において、48か月齢未満でBSEが発生する可能性はほとんどない（人への健康影響は無視できる）と判断しました。

問6 非定型BSEについて考慮されていないのではないのでしょうか？

答)

- 1 非定型 BSE については、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されています。よって、高齢牛については、今後とも非定型 BSE 発生のあることに留意して評価を行うこととされています。
- 2 今回の評価結果を踏まえれば、非定型 BSE は、発生が極めてまれで、そのほとんどが8歳以上（6～18 歳）の高齢の牛で確認されています。よって、非定型 BSE の発生を把握することについては、48 か月齢（4 歳）超の牛を検査することによって、十分にカバーされるものと考えられます。

牛海綿状脳症(BSE)に関する 基礎資料 目次

- ◆ 牛海綿状脳症（BSE）とは 【P1】
- ◆ 日本における特定危険部位（SRM） 【P2】
- ◆ 肉骨粉（にくこつぶん）とは 【P3】
- ◆ プリオンとは 【P4】
- ◆ 現在までの世界のBSE発生状況 【P5～7】
- ◆ ヒトのプリオン病（vCJD等） 【P8】
- ◆ BSE検査 【P9～10】
- ◆ リスク分析（食品の安全を守るしくみ） 【P11】
- ◆ 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容（要旨） 【P12】
- ◆ 平成24年10月22日付食品健康影響評価の概要（諮問内容 1 及び 2 の部分）
【P13】

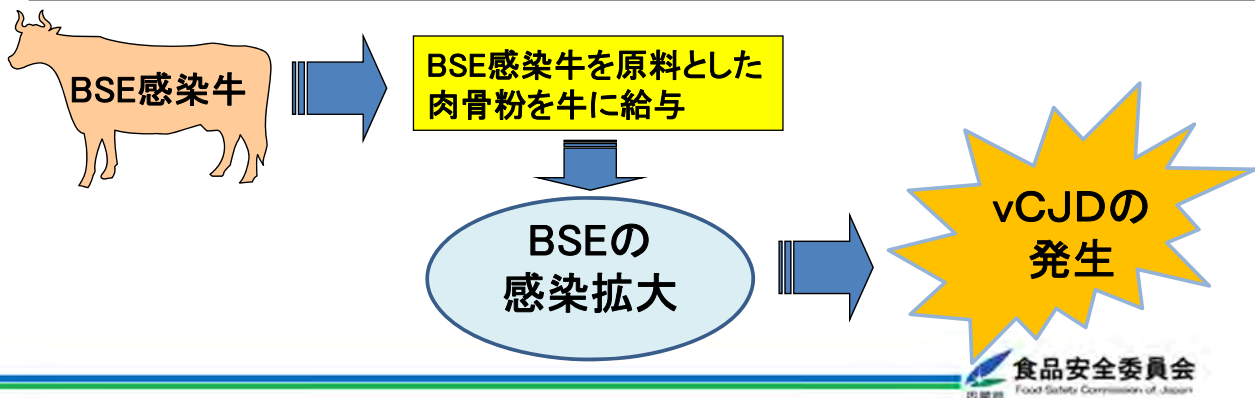
牛海綿状脳症(BSE)とは

○BSEは牛の病気の一つ。「BSEプリオン」と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡する。脳から異常プリオンたん白質を検出することにより診断。現在のところ、生前診断法はない。

○この病気が牛の間で広まったのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉を飼料として使ったことが原因と考えられている。

○1995年、英国で変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が初めて確認された。vCJDは、BSEプリオンの摂取によることが示唆されている。

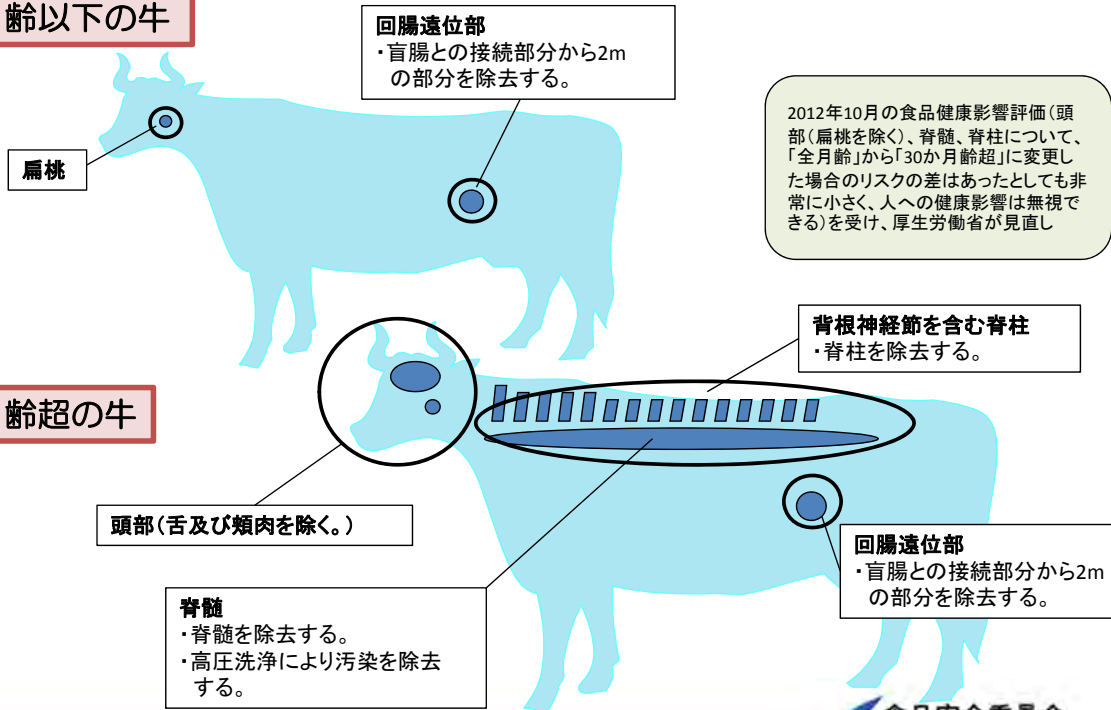
○日本では、これまでにvCJD患者が1人確認されているが、英国滞在時に感染した可能性が有力と考えられている。



日本における特定危険部位(SRM)

プリオンは、脳、脊髄、小腸の一部などに蓄積します。これらの器官を「特定危険部位(SRM)」といいます。
我が国では、全月齢の扁桃及び回腸遠位部(小腸の一部)、30か月齢超の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊柱及び脊髄を特定危険部位としています。

30か月齢以下の牛



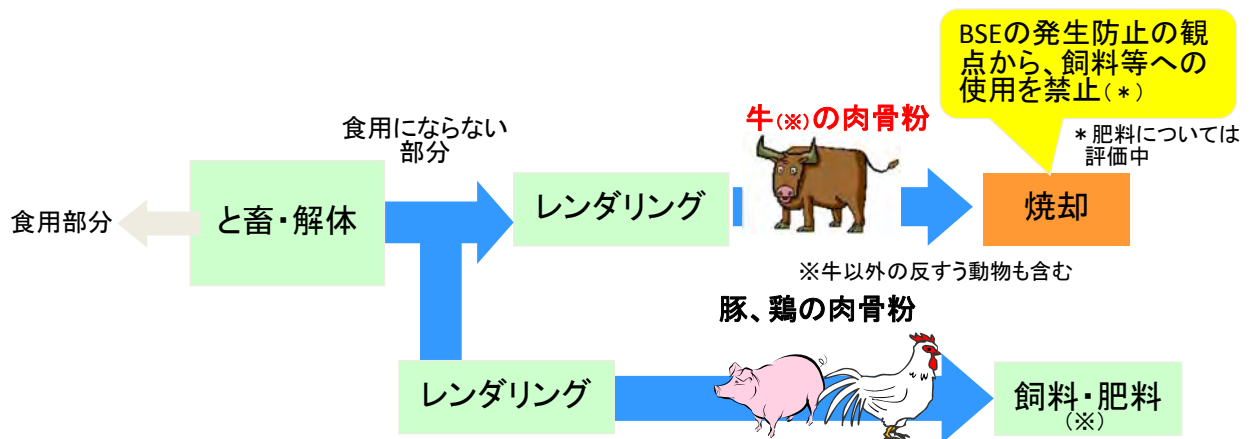
30か月齢超の牛

頭部(舌及び頬肉を除く。)

脊髄
・脊髄を除去する。
・高圧洗浄により汚染を除去する。

肉骨粉(にくこっぷん)とは

- 牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る、食用に用いなかった部分をレンダリング(化製処理)した後、乾燥して作ったもの。
- 主に飼料や肥料として利用された。
- 現在、牛から牛に BSE がまん延したのは、BSE感染牛を原料とした肉骨粉などの飼料を使っていたことが原因と考えられていることから、我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は牛以外の家畜なども含め飼料等への使用が禁止されている。
- 又、我が国はすべての国からの肉骨粉の輸入を禁止している。

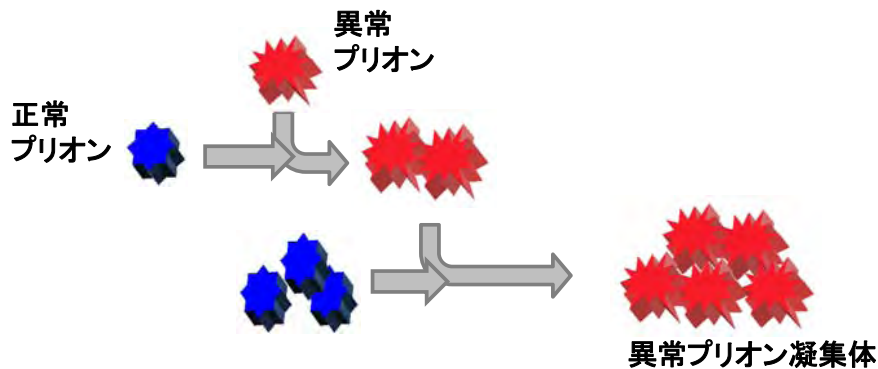


プリオンとは

Prion

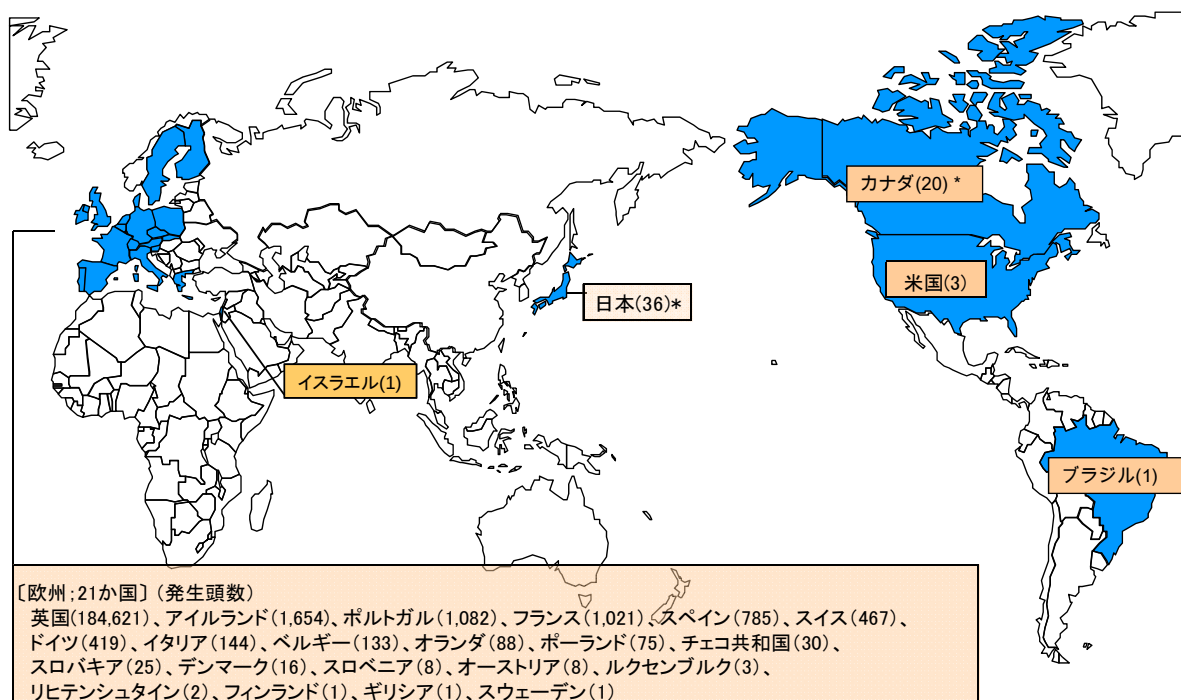
- プリオンとは、感染性を有するたん白質様の病原体を意味する造語（proteinaceous infectious particles）。
- 人や動物の体内にはもともと「正常プリオンたん白質(PrP^c)」が存在する。牛海綿状脳症（BSE）やヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の原因は「異常プリオンたん白質(PrP^{sc})」が正常プリオンたん白質を異常プリオンたん白質に変化させ、その結果、体内に異常プリオンたん白質が蓄積することによる。
- 両者のアミノ酸配列は同じであるが、唯一立体構造が相違していることが知られている。

正常プリオンたん白質から異常プリオンたん白質への変化



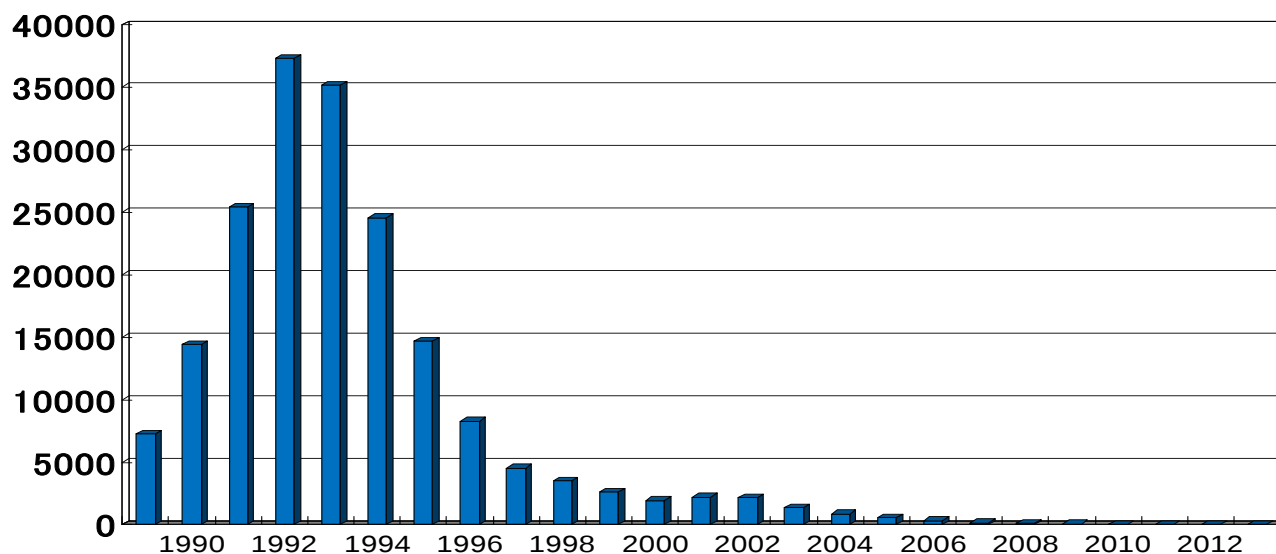
現在までの世界のBSE発生状況

資料は、2013年3月26日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。



*：輸入牛1頭、米国で発生確認1頭含む

世界におけるBSE発生頭数の推移(1)



資料は、2013年3月26日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。

世界におけるBSE発生頭数の推移(2)

	1992	...	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	...	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	190,643
欧州 (英国除く)	36	...	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	5,961
(フランス)	(0)		(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)		(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
英国	37,280	...	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	184,621
米国	0	...	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	...	0	0	2(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	—	20(※2)
日本	0	...	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	—	36
イスラエル	0	...	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	1
ブラジル	0	...	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

資料は、2013年3月26日現在のOIEウェブサイト情報に基づく。

※1:うち1頭はアメリカで確認されたもの。

※2:カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含んでいる。

ヒトのプリオン病（プリオンたん白質等の異常により発症）

孤発性CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病、自然発症型CJD）

- ・日本でも年間約100万人に1人の割合で発症。

発症年齢は平均68歳。発症から死亡までの期間は約1年以内。

（厚生労働省「変異型クロイツフェルトヤコブ病に関するQ&A（平成22年1月）」）

遺伝性のプリオン病

- ・家族性CJD、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー症候群（GSS）、致死性家族性不眠症

変異型CJD（vCJD）

- ・牛海綿状脳症（BSE）に罹患した牛の脳などの特定危険部位を食べることにより感染。

- ・全世界でこれまでに227名の人が発症。このうち176名が英国人。

（The National Creutzfeldt-Jakob Disease Research & Surveillance Unit (NCJDRSU) [Aug./2012]）

- ・若年で発症、死亡までの期間は平均1年強。

- ・英国における中央値の発症年齢は26歳、死亡年齢は28歳。（1995～2009年）

（EIGHTEENTH ANNUAL REPORT 2009 CREUTZFELDT-JAKOB DISEASE SURVEILLANCE IN THE UK / The National CJD Surveillance Unit）

硬膜移植後CJD

脳外科手術に用いられた乾燥硬膜に、適切に処理されていない

孤発性CJD由来の硬膜が混入し、手術を受けた患者に伝播した。

クールー

- ・過去にパプアニューギニアにあった病気。
- ・病死した人の脳を食べることによって伝播。

BSE検査：感染から発症まで

子牛の時に感染

平均潜伏期間は5～5.5年

（※英国において多数のBSE感染牛が確認されていた時期においても）

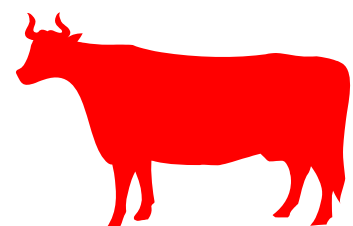
BSE発症牛

延髄検査部位で
異常プリオンたん白質
(PrPsc)は

検出不可能

延髄検査部位で
PrPscを

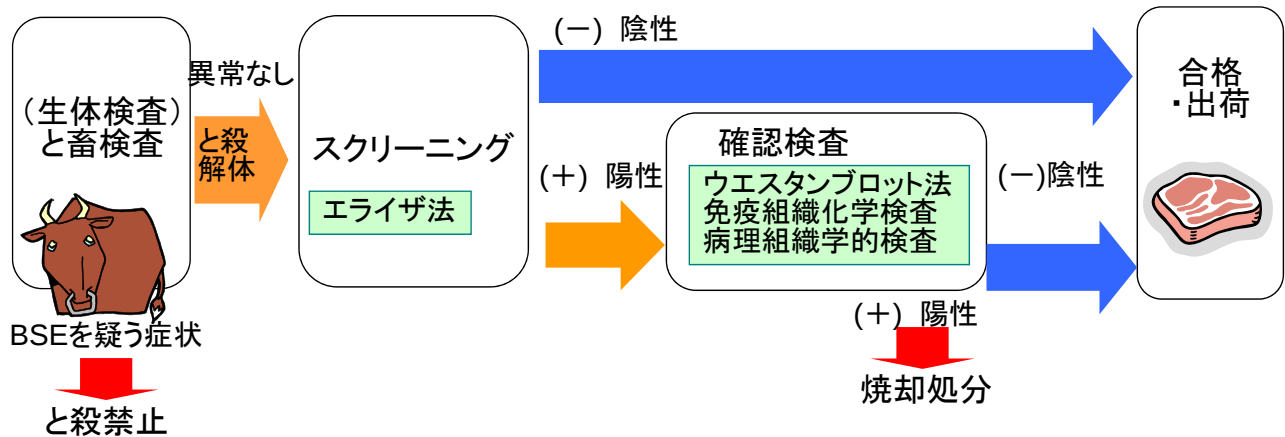
検出可能



生存期間

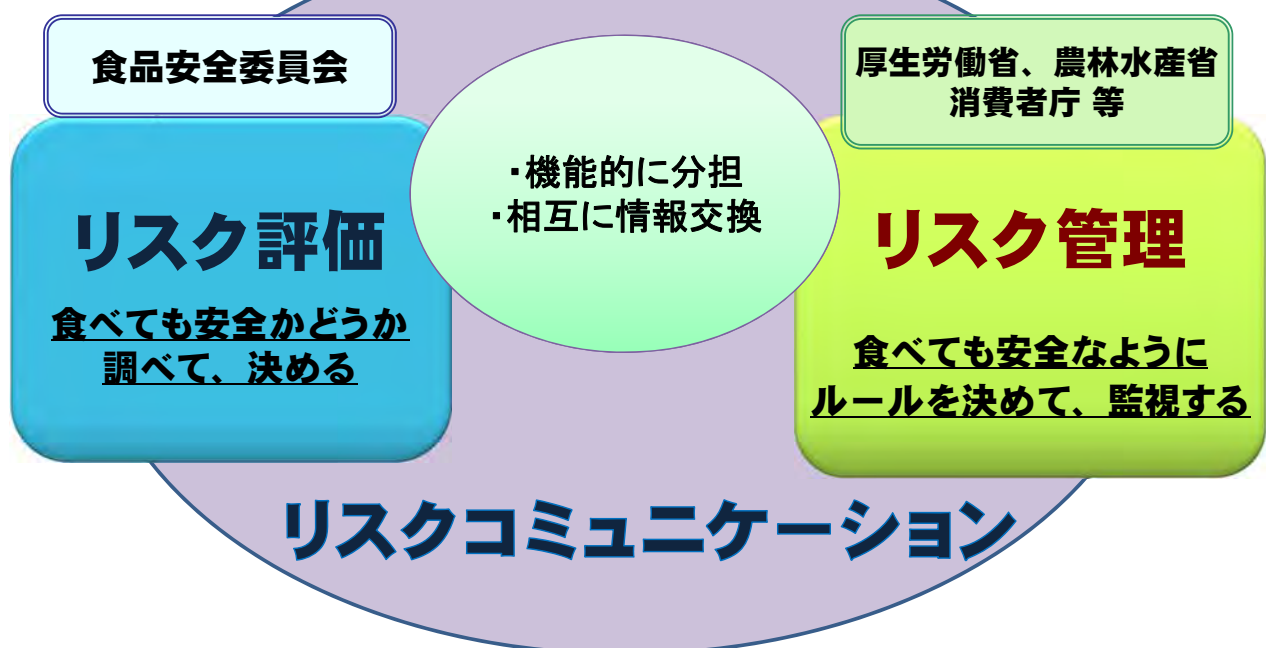
BSEの検査法

- BSEの原因と考えられている異常プリオンたん白質がたん白質分解酵素に耐性を持っている（正常プリオンたん白質はこの酵素で分解される）ことを利用して、たん白質分解酵素による処理を行った試料について、まずスクリーニング検査としてエライザ法を用いて検査を行う。
- 陽性と判断された場合は、ウエスタンブロット法、免疫組織化学検査、及び病理組織学的検査を行い、ウエスタンブロット法又は免疫組織化学検査の少なくとも一方が陽性であればBSEと判定する。



リスク分析(食品の安全を守るしくみ)

3要素



平成23年12月 厚生労働省からの食品健康影響評価の諮問内容(要旨)

1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(平成24年10月評価済)

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。

上記1(1) (国内措置の「検査対象月齢」)

← 今回の食品健康影響評価の対象

上記2(1) (国境措置の「月齢制限」)

評価中

平成24年10月22日付食品健康影響評価結果の概要(諮問内容1及び2の部分)

現行の**飼料規制等のリスク管理措置を前提**とし、**牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリア**の存在を踏まえると、評価対象の5か国に関しては、諮問対象月齢である**30か月齢以下の牛由来**の牛肉及び牛内臓(扁桃及び回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での**変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発症は考え難い**。

以上の知見を総合的に考慮すると、

【国内措置(日本)】

- ・**検査対象月齢**: 規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合の**リスクの差**は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は**無視できる**。
- ・**SRMの範囲**: 「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合の**リスクの差**は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は**無視できる**。

【国境措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)】

- ・**月齢制限**: 規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合の**リスクの差**は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は**無視できる**。
- ・**SRMの範囲**: 「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢超」の場合の**リスクの差**は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は**無視できる**。

【飼料規制等のリスク管理措置】

- ・評価対象の5か国では、飼料規制の強化後に生まれたBSE感染牛は、日本の1頭、フランスの3頭、オランダの1頭以外に確認されておらず、**飼料規制はBSE発生抑制に大きな効果**。
- ・5か国とも、SRM除去及びピッシング禁止等のリスク低減措置を実施。

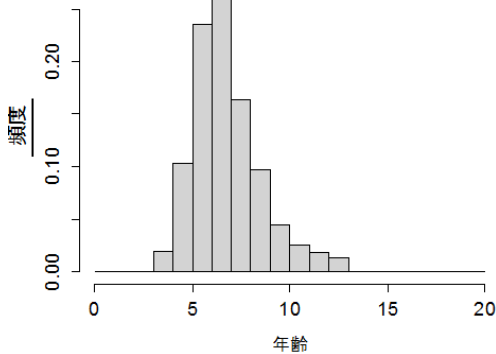
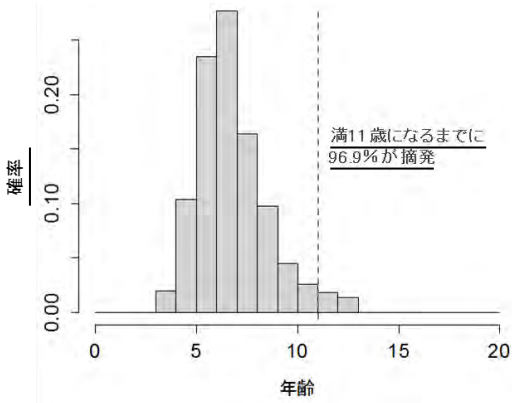
【牛群の感染状況】

評価対象の5か国では、2004年9月以降**これまで8年間に生まれた牛にBSE感染牛は確認されていない**。

【感染リスク・種間バリア】

- ・野外でのBSE感染牛が平均的に摂取したであろうBSEプリオンの量は英国のBSE感染牛の脳幹100mg~1g相当と推察。
- ・BSE感染牛の脳幹1gを経口投与された牛の脳に異常プリオンたん白質は**42か月(46か月齢相当以上)までは不検出**。
- ・日本の21か月齢のBSE陽性牛の感染性は認められず、人への感染性は無視できると判断。
- ・**非定型BSE**に関しては、**ほとんどは8歳を超える牛(6.3~18歳)で確認**。日本の23か月齢の非定型BSEの感染性は認められず、人への感染性は無視できると判断。
- ・世界中でのこれまでの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生は227例。英国で、1989年に脳、せき髄等の食品への使用を禁止した後、**1990年以降の出生者にvCJD患者は確認されていない**。
- ・BSEプリオンへの**人の感受性は、種間バリアにより、牛より低い**と判断。

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る評価書②（案）の変更点

修正箇所	意見・情報の募集時の資料 (変更前)	第473回食品安全委員会資料 (変更後)
2ページ	IV. 食品健康影響評価・・・・・・・・・・41 <参考文献>・・・・・・・・・・45 <参考>・・・・・・・・・・48 <別添資料一覧>・・・・・・・・・・54	IV. 食品健康影響評価・・・・・・・・・・41 <別紙：略称>・・・・・・・・・・45 <参考文献>・・・・・・・・・・46 <参考>・・・・・・・・・・49 <別添資料一覧>・・・・・・・・・・55
5ページ	世界のBSE発生頭数は累計で約19万頭（2013年3月現在）である。発生のピークであった1992年には年間約4万頭のBSE発生報告があったが、	世界のBSE発生頭数は累計で <u>190,643</u> 頭（2013年3月現在）である。発生のピークであった1992年には年間 <u>37,316</u> 頭のBSE発生報告があったが、
15ページ	推定方法は、欧州委員会のBIOHAZパネルが2007年に採用した手法を用いた。	推定方法は、欧州委員会のBIOHAZパネルが2007年に採用した手法を用いた。 <u>(図1)</u>
15ページ 図1	 図1 EUにおけるBSE感染牛の摘発年齢分布	 図1 EUにおけるBSE感染牛の推定摘発年齢分布
16ページ	この潜伏期間と感染時期（12か月）から95%が摘発される年齢を推定すると、10.6歳であることから、11年経過すれば、ほとんどのBSEの発生を確認できると考えられる。	この潜伏期間と感染時期（12か月）から95%が摘発される年齢を推定すると、10.6歳であることから、11年経過すれば、ほとんどのBSEの発生を確認できると考えられる。 <u>(図2)</u>

16ページ

図 2

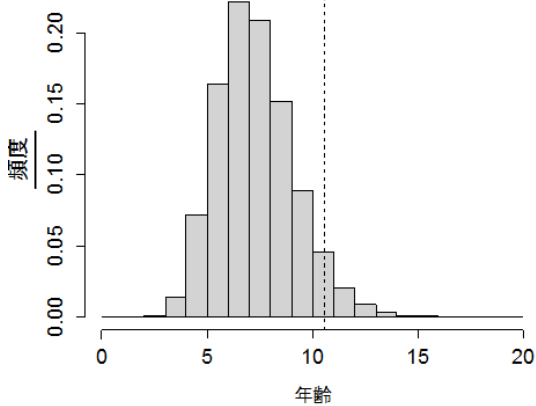


図 2 BSE感染牛の推定摘発年齢

17ページ

表 2

厚生労働省提出資料より作成(参照 11)

45ページ

<別紙:略称>

略称	名称
BIOHAZ	生物学的危害要因
BSE	牛海綿状脳症
CI	信頼区間
EFSA	欧州食品安全機関
ELISA	酵素標識免疫測定法
EU	欧州連合
FAMIC	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
GBR	地理的 BSE リスク
HACCP	危害分析重要管理点
IHC	免疫組織化学法
MBM	肉骨粉
MRM	機械的回収肉
OIE	国際獣疫事務局
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応
SRM	特定危険部位
SSOP	衛生標準作業手順
Tg	トランスジェニック、遺伝子改変
vCJD	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病
WB	ウエスタンブロット法
WHO	世界保健機関

注 1：上記以外に句読点及び誤字・脱字並びに文言の整理を実施

注 2：<別紙：略称>の追加に伴い、45 ページ以降のページ番号の修正を実施

※ 修正箇所のページ数は、第 473 回食品安全委員会資料におけるページ数